

会議録

平成29年第4回更別村議会定例会

第1日（平成29年12月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 承認第 3号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件
- 第 8 承認第 4号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件
- 第10 議案第60号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第61号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第62号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第63号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第65号 更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第66号 第6期更別村総合計画における基本構想を定める件
- 第17 議案第67号 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件
- 第18 議案第68号 どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件
- 第19 議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件
- 第20 議案第70号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第21 議案第71号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第22 議案第72号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件

第23 議案第73号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の
件

第24 議案第74号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦
子育て応援 課長	新関保	診療所事務長	酒井智寛
教育次長	川上祐明	農業委員会 事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	平谷雄二
書記	小野山果菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 おはようございます。本日ここに平成29年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

基幹産業の農業であります。いまだ昨年台風被害による河川改修や基盤整備事業が進行中であり、生産者の皆様のご努力が続いている現状と受けとめております。圃場の冠水や滞水への抜本的な解決や安定した農業経営の基盤整備に向け、関係機関への働きかけを一層強固なものにしていきたいと考えております。また、本年はおおむね天候にも恵まれ、農業粗生産額も平年を上回る好調な見通しと伺い、安堵しているところでございます。

さて、予断を許さない国際農業交渉におきましては、日欧EPA合意に関して丁寧な情報提供と牛肉、乳製品、麦などの農産物の再生産が引き続き可能となるよう、万全な措置を強く要請するものであり、TPPイレブン協定に関しましては、関連政策大綱に基づき、体質強化策、経営安定、安全対策等の着実な実施を強く要請するものであります。一方、国内経済では、都市に比べ景気の回復、上昇感がいまだ地方において感じられない現状と認識しており、来年度から広域化となる国保料、さらには介護保険料の値上げ、高齢者医療費の見直しなど、住民生活に直接大きな影響を及ぼしかねない事案についてしっかりと注視をしながら、関係機関への働きかけや施策を行っていかねばなりません。

4月からオープンした十勝さらべつ熱中小学校の取り組みにおいては、管内、道内はもとより全国から定員を大幅に超えるたくさんの方々にお越しいただき、各分野のエキスパートによる事業、交流を経て、先進企業、技術、研究組織の参入、そして商品開発等の大きな化学変化が起きています。春には宿泊施設やアクアポニックスを初め、旧開発跡地の整備が完了いたします。引き続き人材育成や交流人口の増加、企業誘致を図り、国家戦略特区の申請等を通じ、村の存亡をかけ、地方創生への取り組みに邁進する決意であります。さらには、上更別認定こども園の開園に向けた準備、1月1日に行う認知症になりにくい村づくり宣言、24時間訪問看護ステーションの開設、障害者の就労支援など、子育て支援や医療、教育、福祉の充実、基幹産業である農業や商工業のさらなる振興に向け、確実な目標達成とスピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。「為せば成る為さねば成らぬ何事も成らぬは人の為さぬなりけり」、これは私が尊敬する米沢藩の上杉鷹山の言葉であります。第6期総合計画の策定、推進、実行を含め、まさになすべきときは今であります。引き続き議員各位の皆様のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

す。

本定例会におきましては、専決処分承認案件2件、条例等の制定、改正案件7件、第6期総合計画における基本構想を定める件、指定管理者指定の件2件、一般会計補正予算、各特別会計補正予算、合わせて18件のご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、太田さん、3番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月4日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月15日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より15日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年11月24日金曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、公共施設等総合管理計画について。

4、経過、委員5名により、調査事項について総務課長及び財政契約係長の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、財政状況が厳しくなっていく中で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要であり、さらには人口減少、少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、公共施設等の老朽化、利用需要が変化していくことを踏まえ、平成29年2月に更別村公共施設等総合管理計画が策定されました。

本計画が対象となる公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の建築系公共施設（ハコモノ）と道路、橋梁、上下水道、公園等の土木系公共施設（インフラ）で村が保有する全ての施設と土地で、平成29年から68年までの40年間の推移で長期的な視点を持ってハコモノ、インフラ、財政状況などの推移を分析し、住民意向も含めた中での全体的な見通しがまとめられ、公共施設等を取り巻く環境が整理された計画となっていました。

今後、本計画で維持管理に対する財政状況が厳しくなっていくことが示された中、経費がかさんでくると縮小目線になりがちだが、前向きにどう発展させていくか考えた中、ライフラインの設備、整備の更新は当然だが、統廃合の考えを含めた中での施設のあり方や利用負担、財産保有面積のあり方などを行政内部組織で考えを明確に示し、よりよい村となるように住民との協働を重んじながら合意形成し、効率的で価値のある住民ニーズに合ったものに変化していくことが求められる。

以上、報告といたします。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

織田産業文教常任委員長。

○織田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年10月30日午後1時30分。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、学校給食センター業務について。

4、経過、委員5名により、調査事項について教育委員会事務局教育次長及び学校給食センター主幹の出席を求め、調査を行った。

5、調査の結果、学校給食センターの安定的調理員の雇用を図るには職場環境によるところが大きいとし、職場環境の改善を図り、安定した体制を構築し、安全、安心、おいしい学校給食を安定的に配給しなければならないとした前回の所管事務調査の指摘を受け、具体的な改善手法の内部検討、調理員の良好な職場環境の構築などの取り組みについて説明を受けた。

①、調理員の定数や勤務内容、賃金体系などの処遇について管内各自治体の17の学校給食、共同調理場へのアンケート調査の実施。

②、調理作業工程の改善の検討。

③、職場全体会議等を行い、職場の良好な人間関係の構築、維持が重要な課題と位置づけ、新人職員とのかかわり方、作業編成、ハラスメント行為の防止に関する取り組みを行う。また、同じ職場で働く者同士の話し合いによる合意形成を円滑な業務につなげる目的で、職員会議を月1回実施している。

④、その他の取り組みとして、調理員が嘱託職員から月額臨時職員へと規定が変わったことに伴い、任用期間満期が年2回となりました。人員の見直しが職場環境改善の有効な手段の一つであると考え、平成29年10月以降の任用更新については、本センターが抱える課題解決の方策として捉え、慎重な見きわめを行っている。また、業務改善として、賃金体系、働きやすさ、作業工程等を検討するとしている。

運営については、現状の体制を維持し、業務改善の手法として整理した改善策を推進するとともに、離職を抑制し、補充が必要な場合には村民の雇用により人材を確保するように努めていくとした説明を受けた。

学校給食センターは、学校給食を安定的に提供する目的からも正規栄養教諭の配属を求めるとともに、良好な職場環境の構築に努め、ふるさと給食を考慮した安心、安全でおいしく、心のこもった給食を提供しなければならない。今後においても給食センターの安定した運営が求められる。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。
一般行政報告は、文書で配付をされております。
これで村長からの一般行政報告を終わります。
これから一般行政報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。
教育行政報告は、文書で配付をされております。
これで教育長からの教育行政報告を終わります。
これから教育行政報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 承認第3号

○議 長 日程第7、承認第3号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第3号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決第3号、専決処分書であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、福祉の里温泉の温泉タンクに加水するミキシングポンプが故障し、運営できないため、早急に修繕を行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続きまして、平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）をお開きいただきたいと思います。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,977万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。款3民生費で70万2,000円の追加、補正後の金額が6億8,762万7,000円となります。

項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費で70万2,000円の増であります。内訳については、説明欄、節11需用費、修繕費、老人保健福祉センター修繕費で70万2,000円の追加でありまして、これは先ほど申し上げました福祉の里温泉の温水タンクに加水するミキシングポンプの修繕によるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款17繰入金で70万2,000円の追加であります。補正後2億2,657万円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で70万2,000円を追加するものであります。内訳につきましては、財政調整基金繰入金となっております。

以上、ご提案申し上げ、よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第3号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 承認第4号

○議 長 次に、日程第8、承認第4号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第4号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、専決第4号、専決処分書であります。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

理由といたしまして、衆議院解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を行う事務経費を追加補正する必要がありますが、議会を招集するいとまがありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

続きまして、平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）をごらんください。

平成29年度更別村一般会計補正予算（第7号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,422万8,000円とするものであります。

続きまして、歳出から説明を申し上げます。6ページをごらんください。款2総務費で444万9,000円を追加し、補正後の額を9億3,551万2,000円とするものであります。

内訳であります。項4選挙費、目2衆議院議員選挙費で444万9,000円の追加であります。節1報酬で63万3,000円、節3職員手当等で248万3,000円、節9旅費で5万6,000円、節11需用費で42万5,000円、節12役務費で41万1,000円、節13委託料で44万1,000円の追加でございます。その詳しい内容につきましては、右欄、説明欄のほうをお目通し願えればありがたいというふうに思います。

では、次のページにまいりまして、7ページですが、節12、節13のそれぞれの内容が書かれております。これもお目通しを願いたいというふうに思います。

次に、歳入にまいりたいと思います。5ページをごらんください。款14道支出金で235万6,000円を追加し、補正後の額を2億2,966万5,000円とするものであります。

内訳は、項3委託金、目1総務費委託金で235万6,000円の追加であります。内容につきましては、節5選挙費委託金、衆議院議員選挙委託金で235万6,000円の追加であります。

款17繰入金で209万3,000円を追加し、補正後2億2,866万3,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政基金繰入金で209万3,000円の追加、節1財政調整基金繰入金、説明欄に移りまして、財政調整基金繰入金として209万3,000円を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第4号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第59号

○議 長 次に、日程第9、議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件であります。

更別村公営企業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村水道事業及び更別村下水道等事業について地方公営企業法(昭和27年法律第292号)による財務規定等を適用するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、更別村水道事業及び更別村下水道等事業の設置、経営の基本、その他必要な事項を定めるものであります。(2)として、施行年月日は、平成30年4月1日とするものであります。

なお、佐藤建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件について補足説明させていただきます。

更別村水道事業及び更別村下水道等事業について地方公営企業法(昭和27年法律第292号)による財務規定等を適用し、更別村水道事業及び更別村下水道等事業の設置、経営の基本、その他必要な事項を定めることを目的とし、第1条から第10条まで規定しております。

1 ページをお開きください。第1条に趣旨を規定しております。本条文は、地方公営企業法及び同法の施行令の規定に基づき、更別村水道事業及び更別村下水道等事業について、公営企業として設置することについて必要な事項を定めることを規定するものです。

第2条には、水道事業及び下水道等事業の設置を規定しております。水道事業及び下水道等事業の設置について、地方公営企業法を根拠法とし、地方公共団体が経営する企業について定めるものです。

第3条には、法の財務規定等の適用を規定しております。事業経費を経営に伴う収入である水道及び下水道等使用料をもって充てる事業に地方公営企業法を適用する規定と、その適用範囲は財務規定等のみを適用することを一部適用というを規定するものです。

第4条には、経営の基本を規定しております。経営に関する基本的事項として経営の原則と事業規模を規定するもので、第1項では地方公営企業法第3条の経営の基本原則を引用しております。

第2項以下では、2ページにかけ、本村の水道及び下水道等の計画にある区域や計画人口、面積など事業の規模を規定するものです。

2 ページをお開きください。第5条には、組織を規定しております。地方公営企業法の財務規定等のみを適用すること、一部適用するため、別な組織である水道局や企業局等を設けず、村長を管理者とすることを規定するものです。

第6条には、特別会計を規定しております。地方公営企業法により、経理を特別会計で行うことを規定するものです。

第7条には、重要な資産の取得及び処分を3ページにかけ規定しております。重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する、または処分する場合は予算で定めなければならないとする規定で、一定額及び一定面積については、地方公営企業法の施行令により町村の場合700万円以上、5,000平方メートル以上と定められているそれぞれの数値を採用しております。

3 ページになります。第8条には、会計事務の処理を規定しております。財務規定等を適用する一部適用の場合は、管理者の権限は村長が行いますが、権限のうち出納その他の会計事務を会計管理者に行わせることができる規定があり、会計事務が円滑に行われるよう、従前どおり全ての出納その他の会計事務を会計管理者が行うことを規定するものです。

第9条には、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等を規定しております。本条については、負担付きの寄附又は贈与の受領や村の義務に属さない損害賠償額の決定について議会の議決を要しない許容額等を規定するものです。金額については、先進自治体や経営アドバイザーの助言を参考にしております。

第10条には、業務状況説明書類の作成を規定しております。業務状況説明書類の作成については、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低年2回、当該地方公共団体の長への提出と公表することが義務づけられ、その内容を定めるものです。

第1項では対象期間、第2項では説明する書類の内容。

4 ページをお開きください。第3項では、天災等やむを得ない事故の場合の作成期限を定めるものです。

附則として、第1項では施行の期日を規定しております。

第2項では、本条文の制定に伴い、公営企業会計で行う事業として位置づけされることから、個別に定められていた条例を廃止する必要があります。廃止理由が新たな条例制定の理由と同じため、附則において廃止することを定めるものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 公営企業会計に移す、その理由の中に財務規定等を適用するためということで、地方公営企業法によるようなことになっていますが、特別会計ということのできるか、できないかということについて確認したいのですけれども、まずこの法律に基づかなかつたらできないものなのか、特別会計ではできるということにならないのか、先に質問させてください。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 企業会計法の中に、今回全部適用ではないということですので、特別会計と同様のやり方をすることができるということになっておりますので、現状とそれほど変わらないという方法での施行は可能というふうな形ではないかというふうに思います。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ちょっとわかりづらい。僕の質問が悪かったのかな。単純に特別会計ですることが可能だというふうに解釈するのですけれども、そこら辺のところをまず先にお聞きしているのですけれども。

○議 長 質問の意図というか、要するに特別会計で処理できるかどうか確認をしたいということでしょう。

○6番村瀬議員 ええ、そうです。単純にそういうことです。

○議 長 それを会計管理者に任せることができるといったことですか、そうでなくて、どうぞ、もう一回。

○6番村瀬議員 会計の方法の中で、特別会計で今下水道も簡易水道もやっております。それによってできませんかという質問です。企業会計にまでする必要がありますかということです。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今現在特別会計という形で行っておりますけれども、水道と下水道も広域な意味におきますと、地方公営企業法が今までされていなかったのですけれども、それだけでなく地方財政法上であれば公営企業会計として認識されているという状態でございます。

ます。その中で、総務省から企業会計への移行を勧められているところでございますので、今回企業会計へ移行しようという形で取り組みを図ったものでございます。ですから、財政上、企業会計の状態でありまして会計上は特別会計として行うことはできるということで理解をお願いいたします。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 わかりました。

それで、企業会計によっていろんなメリットがあるということは以前に説明受けていますから、ある程度は理解できます。今1つ気になることは、特に営農用水の関係で今年度予算4,890万円の使用料の収入が見込まれてございます。これは、一般会計で処理されますと消費税というものが発生しませんというふうに私は理解してございます。そこで、これを組み込むことによって、来年度以降になりますけれども、消費税分、単純に8%を見ますと八百何がしの損失というか、支出が出るということについて考えるわけですが、そこら辺についてのメリットというのか、何かございますでしょうか。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今村瀬議員のおっしゃったとおり、営農用水事業は水道と合併という形になりますので、その収入については売り上げ金額という形、これは調定という形になった時点で消費税の形になります。それは多寡といたしまして、大小によらず、ふえれば当然消費税は出てまいります。ですから、平成30年度については、前年度ということでありますので簡易水道分しかありませんので、それほど差は出ないと思っておりますが、31年度以降については営農用水分が調定されるということから、金額は上がるので、その分は消費税としてふえるということは考えられます。ですが、今後仕入れ控除額というのがあります、消費税の申告事務というのを一般会計で新規で受け入れたものについては、仕入れ控除税額を減少させる特殊収入に該当しないものとして処理することが一般的ということで、これ消費税法にちょっと書かれておまして、公営企業会計の勘定科目、4条に予算というのがあって、これに出資金というのがあるのですけれども、その中で従来的一般会計の繰り入れを地方公営企業会計の18条、出資というのに基づいて出資金として受け入れれば、特殊収入としては扱われないということになりまして、この場合はその分納税は減額ということもありますので、その辺のメリットについては今後出てくるということは考えられますので、確かにふえるということはあると思いますが、減額になってくるということもございますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それで、条例によりますと管理者等も置かないということですので、現組織体制で行われるのかというふうに理解してございますが、企業会計に移ることによって、例えば会計の委託みたいな経費だとか人件費、仕事の増というようなことについて今と比べて増すことはないのでしょうか。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今現在検討中ということでございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、単純に考えればその分はふえると、業務的にはふえるだろうというふうには考えておりますが、現状の体制で行えるような形をとればというふうなことで今考えているところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 更別村公営企業の設置等に関する条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

この際、午前11時まで休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第60号

○議 長 日程第10、議案第60号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第60号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の320から100分の330に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

現行、期末手当、第5条の第2項、期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じた額とするということで、現行は（2）、12月1日に在職する者、100分の320、これを改正後、12月1日に在職する者、100分の330に改正するものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2、改正後の更別議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払、3、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第60号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第11 議案第61号

○議 長 日程第11、議案第61号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条として、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の232.5に改めるものであります。

第2条として、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の207.5から100分の212.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の232.5から227.5に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

現行、期末手当、第4条第2項(2)、12月1日に在職する者、100分の222.5を改正後、同じく期末手当、第4条第2項(2)、12月1日に在職する者、100分の232.5に改めるものであります。

続きまして、次のページ、2ページをお開きください。2ページは、更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和38年更別村条例第6号)の一部を改正するものであります。新旧対照表であります。

現行、期末手当、第4条第2項(1)、6月1日に在職する者、100分の207.5、(2)、12月1日に在職する者、100分の232.5を期末手当、第4条第2項、改正後は(1)、6月1日に在職する者、100分の212.5、(2)、12月1日に在職する者、100分の227.5にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、この条例は、公布の日から施行する。第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用するものであります。

期末手当の内払、3、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第62号

○議 長 次に、日程第12、議案第62号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について国家公務員の取り扱いに準じて勤勉手当の支給率及び行政職給料表を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、(1)、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乘じる率を一般職員については100分の85から100分の95に、再任用職員については100分の40から100分の45に改めるものであります。(2)、行政職給料表について国家公務員俸給表のとおり改めるものであります。

第2条、(1)、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乘じる率を一般職員については100分の95から100分の90に、再任用職員については100分の45から100分の42.5に改めるものであります。

次のページ、1ページをお開きください。次のページは、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

第1条、更別村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。現行、勤勉手当、第14条の4の第2項、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはならない。この部分につきまして第14条の4の第2項、100分の85を乗じた部分について、下線部、100分の95と改めるものであります。

続いて、現行、3番、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の40」とするを改正後、3、第14条の4の第3項、再任用職員に対する前項の規定については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」ということで、100分の85とあるのは100分の40とするという旧の文言を100分の95とあるのは100分の45とするに改めるものであります。

以下、4から6は略。

別表第1（一）（第3条関係）で行政職給料表、以下このページから6ページまでは新旧給料表であります。変わるところは、下線部の部分が変わります。お目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、7ページをお開きください。第2条、更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を次のように改正するものであります。

現行にあります勤勉手当、第14条の4第2項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。これが改正後は、100分の95が100分の90というふうになります。

勤勉手当、第3項、現行においては、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする記述を改正後におきましては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

2、第1条中、別表第1（一）の改正規定は、平成29年4月1日から、第14条の4第2項及び同条第3行項の改正規定は同年12月1日から適用するものであります。

給与の内払、3、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第63号

○議長 長 日程第13、議案第63号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第63号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例(平成28年更別村条例第28号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村地域創造複合施設の整備に伴い、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、施設の構成に、地域創造センター別棟、地域交流センター、情報発信館、未来型物産館、職業体験館、環境型産業館を追加するものであります。また、施設の構成の追加に伴い、施設使用料の設定を行うものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。

現行、第4条(1)、地域創造センターとありますが、改正後は新しい施設が加わるということがありまして、(2)、地域創造センター別棟、(3)、地域交流センター、(4)、情報発信館、(5)、未来型物産館、(6)、職業体験館、(7)、環境型産業館、(2)から(7)を新しく追加、加筆するものであります。

別表にまいります。別表(第11条第1項関係)では、現行、1の表、地域創造センターのところでホール、シェアオフィス(1ブース)、サテライトオフィスとありますが、改正後については地域創造センターのサテライトオフィスを2つというふうになります。1つはサテライトオフィス1、サテライトオフィス2ということで、単位は1月、使用料は夏が7万6,000円、冬が9万2,000円、それぞれ新しく使用料を設定するものであります。

改正後、2、地域創造センター別棟、区分、サテライトオフィス、単位、1月、使用料、夏7万6,000円、冬9万2,000円とするものであります。

次、2ページにまいります。3、地域交流センター、区分、宿泊室、単位、1泊1名、使用料、夏5,000円、冬6,000円とするものであります。

4、情報発信館、区分、マルチスペース、単位、1時間、使用料、夏190円、冬230円。

5、職業体験館、区分、チャレンジショップ、単位、1月、使用料、夏7万6,000円、冬9万2,000円をそれぞれ追加、加筆するものであります。

また、それ以降の部分ですけれども、(1)から(5)までありますが、新たに改正後は(6)として、宿泊室の使用料には、食事料を含まないものとするを加筆するものであります。

続きまして、3ページ目をお開きください。なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、更別村議会定例会議案資料をお開きいただきたいと思います。最初のページですけれども、資料(議案第63号)、更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則ということで対照表を載せてあります。

休館日の規定であります。現行、休館日の規定は、第3条の部分で(1)、地域創造センターということになっておりました。12月29日から翌年の1月3日までとするということになっておりますけれども、改正後は第3条として、複合施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとするというふうに改めさせていただきます。

(2)は、略でございます。

第4条、複合施設の使用時間は、現行、午前9時から午後10時までとする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる部分を第4条、改正後は、複合施設の使用時間は、次のとおりとするというふうにしまして、(1)、複合施設は、午前9時から午後10時までとする。(2)、地域交流センターでの宿泊の場合は、午後2時から翌日午前11時までとする。

第2項といたしまして、条例第5条に定める業務を実施するとき及び村長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず使用時間を変更することができるというふうに改めるものであります。

続きまして、2ページ目をごらんください。2ページ目は、更別村地域創造複合施設使用許可申請書であります。現行の部分から新しい施設をつけ加えた表になっております。サテライトオフィスがサテライトオフィス1、2というふうになっております。その他、そこにありますように宿泊室、マルチスペース、チャレンジショップということで新たに表に加筆をさせていただきたいと思っております。申請書で新たな施設名を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものであります。

続いて、3ページにまいります。左側のページは施設配置図全般でございますが、左側の下は建物の概要ということで書いてございます。建築概要、建物概要ということ。主要用途、ホテルということ。2つ目です。(2)、マルチスペース、物販販売業を営む店舗、(3)、マルシェ、物販販売業を営む店舗ということになっております。(4)、カフェ、飲食店、(5)、アクアポニックスということで、工場(植物工場)ということに概要とし

で載っております。右側については、各施設の平面配置図です。これにつきましては、それぞれの施設がどのように配置されているかを示したものでございます。お目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 条例の件なのですけれども、別表で新しく示されている2番から7番あるのですけれども、まず3番の地域交流センターの宿泊室、これが夏は5,000円、冬は6,000円と結構高額かなと思うのですけれども、今後の利用状況とか、村民の中では年齢重ねていって、住民タクシーまでとか、そういったことの要望も聞こえてきているとは思いますが、そういった人たちのちょっとした宿泊施設にもなり得るところかなとは思いますが、5,000円、6,000円と割と高目な基準になった理由という、その手順、ここまでの値段に至った手順というのをお聞かせいただきたいというのが1点と、そのほか5の職業体験館、チャレンジショップ、これ夏は月7万6,000円、冬は9万2,000円と、これまたちょっと高額で、イメージとしては企業向けなのかなというイメージがあって、個人で何かチャレンジしたいという人にとっては月々7万6,000円をかけてチャレンジできることというのは何なのだろうという疑問もありますし、そういったところの手順もお聞かせいただきたいと思います。

それにあわせて、地域創造センター、今現在ある複合センターもサテライトオフィスは月で7万600円から9万2,000円までとなっているのですが、ここの利用状況もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 まず、宿泊施設のほうの料金設定なのですけれども、宿泊施設に限らず、どの部屋も村のほうの公共施設使用料の取り扱い要領というのがありまして、その基準面積に基づきまして算出をしております。宿泊施設に関しましては、1名1泊というような設定にしております。これにつきましては、複数で宿泊された場合に料金が1室当たり幾らというふうにしますと料金が安くなってしまうと、そのような場合、市街地の中で旅館業をされている方がおりますので、そういった面も配慮させていただいているということ。また、近隣の幕別町であったり芽室町にも宿泊施設がありますので、そのようなことから1名当たりの料金設定というふうにさせていただいております。なお、この金額に関しましては上限ということでございまして、今後指定管理者という形で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、指定管理者の裁量の中で設定をするというような流れで考えてございます。

また、2点目につきましては、基本的にはチャレンジショップということで、地域創造複合施設自体が起業を目指す方であったり、人材育成というような目標、目的のための施

設でございまして、起業を目指す方が何か自分の研究している分野等で試験的に店舗的に使いたいといった場合に設定しているものでございます。個人でのチャレンジというようなことではございますが、それにつきましてはそれぞれ料金の中で考えていただければというふうには思いますが、そのような形で、こちらについても7万6,000円の数字については上限ということでございます。

3点目の創造センターにおけるサテライトオフィスの利用状況ということですが、こちらは今1室、東大の平藤教授という方が主宰している研究機関、クレストという研究機関が入居しておりますけれども、そちらが月単位で借りておりまして、入居料につきましては指定管理者のほうで5万円ということで設定しているというふうに把握しております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 この料金設定なのですけれども、あとは熱中機構に任せているところもあるという解釈なのですけれども、宿泊料の面一つとっても、ほかの宿泊施設とはまた変わった宿泊施設的环境になっていくのかなと想像をしていて、ほかの旅館営んでいるところがあるといいながらも、少年団とか、そういったクラブ活動の誘致にも努めるということもあるし、その中であそこが熱中小学校どんなものができるのだろうという村民の期待感というものもあって、その料金が5,000円だと聞いていると、ただ高い。だけれども、熱中機構に問い合わせれば安くなるのかと、そういう形にもなってくると思うのですけれども、そういった基準とか、その境目というものはどのように受けとめればよろしいですか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 太田議員おっしゃるとおり、少年団の利用であったり、スポーツ合宿等であったり、そういった活用も想定している中でございます。村民の方の利用を広げていくといった部分につきましては、今後十分に検討してまいって、設定としましては運営される側の指定管理者というようなこととなりますけれども、村としても十分検討した中で進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そういうことなのですけれども、ということは全体的に、チャレンジショップ一つにしても、大きい企業にとっては7万6,000円ぐらいという感覚にもなるかもしれないですし、それが小企業であればチャレンジショップ、月7万6,000円というのは大きな負担になってくると思うのです。それが更別一つで考えたときに、更別にそんな大企業があるのかと、そういったときにはないわけですし、中小企業中心、今後もしか更別村に店を建ててくれる人がいたとしても、やっぱり小企業、小規模の企業だと思うのです。そういったところの村民への配慮という面で今後検討していくということでもよろしいですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんからのご指摘のとおりでありまして、一応村の基準に合わせて使用料等の設定、あるいは諮問もさせていただいたのですけれども、熱中機構の理事会

の中ではやはり同じような意見が出まして、それを一律にはどうなのかと、村民の方が利用する、あるいは高校生がマルシェを出すとき、あるいは少年団が合宿等をするときというのでは、その金額の設定ではこれは非常に厳しいのではないかというようなところがありまして、その部分について機構の理事会の中でその辺について検討しましょうということで、もちろん村もいろんな協議会の中には入っておりますので、顧問として私も行っていますので、その部分で今はっきりしたことはお話しできませんけれども、その辺の部分について、もともと地方創生の村の活性化等につながるという部分いろんな部分つながっていますので、その辺については適宜協議をさせていただくと、検討させていただいて設定をしていくというのと、それをどうやって村民に周知をするのかというようなこともありましたので、その部分について早急に検討しなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっと確認させてください。今太田議員と担当課長並びに村長のご答弁にもありましたけれども、この創造センターについては管理委託者をどうするかという部分のお話が以前出まして、基本的には創造センターの部分、教室の熱中小学校の部分については指定管理者が決まると、決まったというか提案あって、ほかのものについては多分回答として随時指定管理者の部分募集というか、それを決めていくという解釈を私はしていたし、そういう答弁をいただいていた、今太田議員が質問した事項並びに村長が回答いただいた部分について、全く村の責任において地方創生の資金を持ってきて、再整備しますといいながら、あたかも熱中機構の中で全てが進められているというか、そういう検討材料にしているというのは私の認識としては以前の対応とちょっと違うような気がするのですけれども、その点きちっとした説明をいただきたいとまず思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 以前のご説明の中では、まずは地域創造センターがありまして、そちらのほうを指定管理者ということで募集して、決定していった中で、それが熱中開拓機構であったという形になってございます。その後の説明におきましても、ほかのものも、今回工事しておりますけれども、宿泊施設であったり、アクアポニックスであったりというようなことで設定した一連の施設、それら一体的にでき上がった後に指定管理をしていくという中では、指定管理者の募集というのを1月中にやりました、2月上旬に指定管理者、業者の選定を行いまして、3月に議会のほうに報告をしていくということでスケジュールを考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今説明いただいたのですけれども、逆に言えばこれありきであくまでも進めているということにしか、今の説明からすると、どうも説明内容からすると結局熱中

機構ありきの前提で村が進めているという説明にしかなくないわけですね。我々が言っているのは、この利用料金もそうなのでしょうけれども、村が基本的にこの創造センターという旧開発跡地をどう利活用するかということ責任を持って再整備しますという提案をまずしていたわけですね。その点きちっと位置づけていかないと、この話というのは寸断されて飛び飛びになっていて、何か知らないけれども、熱中機構ありきで、2月に募集して、3月にある程度提案します。それは決まっているという内容の熱中機構ありきの中での考えを持っているとしか聞こえないのです。あくまでも指定管理者というのは公平であって、一般に募集をかけて、きちっとその中で選定していくというのが前提であって、その前段の中で利用料金も含めてあくまでも熱中機構の参考意見も含めてという、その説明は僕はちょっと乱暴過ぎるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 私の答弁が非常に誤解を招くような答弁をしたということで、大変申しわけありません。

一応それを聞いてということではなくて、その中でも議論になったということでありまして、今佐藤課長が話したとおりに、その日程に従って公平に指定管理者のほうを設定をしていきたいというふうに考えております。

大変申しわけありませんでした。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 もう3回目ですから、余り質問できないのですけれども、変わった話を、ちょっと違うところを。もやもやは残っていますけれども、違うほうの観点から質問したいと思います。

まず、別紙資料をつけていただいていますけれども、施設の配置図ということで、別表の3でございましてけれども、以前これらの交流センター云々という説明は十分受けておりますので、十分理解しているところでございましてけれども、地域創造センター別棟については、多分論議の中で車庫と一部宿泊施設に使われていたという部分があって、ご回答いただいた部分については、これについては全くさわらないで、その後の利活用を考えていきますとご説明いただいたはずなのですよ、間違いなく。その点をあえて今回地域創造センター別棟として位置づけて、その利用料金をいただくという部分も含めての提案でございまして、別棟の部分の具体的には車庫も含めてということで、どのような状況にまづなっているのかという、現況どのような形で考えて、どのような形にしていこうというのか、今まで説明されていまして、その内容を少し示していただきたいということと、もう一点、もう質問できませんので、もう一点ですけれども、申しわけないです。利用料金の中でちょっと気になるのですけれども、利用料金それぞれ設定しておりますけれども、この中に多分思惑があってその条項に入れていない、条項というか、利用料金体系に入れていないと思うのですけれども、ちょっと気になったのが環境型産業館の関係の内部の利用料金等の位置づけが全く明記されていない。ただ産業館だというだけであって、施設の

構成は入っているのですけれども、利用料金等は全く設定されていない。この思惑多分あると思うのですけれども、その点の村の考え方についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 地域創造センターの別棟につきまして、これまでの説明にちょっと不足する部分があったのかもしれませんが、現状車庫というようなスペースがありまして、その横、図面では下のほうになります。道路側に一部事務所として使えるスペースがございます。こちらについて、昨年今の熱中小学校に当たります地域創造センターが完成するまでの間、指定管理している法人が入居して事務作業等を行ってきている経緯がありますので、そちらについても少人数の事業所であれば十分活用できるということで考えておりまして、その場合の料金設定ということでございます。

また、もう一点の環境型産業館につきましては、アクアポニックス事業ということでございます。こちら、これまでご説明させていただいておりましたけれども、LEDを使った養殖、魚と水耕栽培の合体型のような非常に先駆的な取り組みということでございます。これにつきましては、どなたか第三者の方が使用するというような想定はございませんで、指定を受けた指定管理者が運営していくというふうに基本的には考えておりますので、今回の料金設定には含めておりません。

以上です。

○議長 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の安村議員の質問にちょっと関連してなのですが、料金設定の部分で未来型物産館という、この部分も料金設定されていません。これは、多分マルシェのことを指しているのかどうかということだと思っておりますが、これはコンテナ1個分のスペースを直接契約をするのか、これも今のように村が事業としてやって指定管理をしてもらおうという形をとるのか、その辺も含めてもうちょっと、今の環境型産業館の指定管理者に任せるといふ部分も含めて、村として事業をやるということで指定管理を任すということになるのか、その辺もうちょっと詳しく説明願います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今高木議員のおっしゃるご質問なのですけれども、料金設定のないものにつきましてはといいますか、村としてやっていく中で指定管理者に委ねていくというようなことで考えてございます。

未来型物産館につきましては、これまでの説明ということで、考えておりますのがマルシェ事業というようなことでございます。地域の特産品等を販売するマルシェというようなことが基本にありまして、またその場所での物販、それから通信販売等に対応できるようなものも備えまして、未来型の販売施設というようなことで構築していくというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 それでは、未来型物産館というのは村が事業を行うと、主体で行うということによろしいですか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 村として行っていくもので考えております。それを一体的に指定管理を担っていただくというような流れになっております。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 僕も3回目になるのですが、よくわからない部分がありまして、村の特産品も含めて物産を販売しますと。それは、村が職員を置いてそこで販売をしていくという形になるのか、民間に委託するのであれば、先ほどのカフェと同じように企業に入っていて、コンテナの使用料をいただくとかという形に普通なると思うのですが、今の説明でいくと完全にそれは村が直接物産販売もするし、通信、そういう形をとっていくような言い方にしか聞こえないのですが、それは指定管理をした法人が行うということですか。事業を指定管理を受けたところがその事業の販売等を行うということによろしいですか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 はい、そのとおりです。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今唐突に出てきたような答弁で、余り理解できないのです。それで、できればきちんと内部で一回答弁調整お願いしたいと思います。

○議 長 今4番、織田さんから答弁調整が必要だと発言がありましたので、答弁調整強制的にさせていただきます。

この際、昼食も含め1時30分まで休憩といたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 先ほどは大変申しわけありませんでした。

地域創造複合施設の各施設につきましてご説明をさせていただきます。今回の工事によりまして、地域創造複合施設の目的の達成のためにそれぞれ施設を整備したところでございます。その中で、情報発信館、マルチスペースとしているもの、それから職業体験館、カフェ等、こちらにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、起業であったり、また村内の方、一般の方ですとかご利用を希望する場合は貸し出しすることができるということで料金を設定したところでございます。一方、ご質問いただきました未来型物産館、

マルシェ、こちらについては、特産品の販売であったり、農産物の販売であったといったものを想定しております。環境型産業館、アクアポニックスにつきましては、その中で栽培される野菜等の販売収入がございます。この2つにつきましては、指定管理者のほうで直接経営を行いまして収益を上げていくというようなことで基本的に考えておきまして、貸し出し等は想定していないことから、使用料の設定は行っていないということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を受け付けます。

今新たな説明があったので、さきの質問についてはカウントしませんので、どうぞ。

4番、織田さん。

○4番織田議員 先ほど指定管理制度という話、行うという話がありました。指定管理制度の中には協定書により負担金が発生する場合という部分があるわけなのですが、村が指定管理するに至って、環境型産業館ですか、こういうところに対して費用負担があるということで、費用はある程度村が持つということはないのでしょうかという確認です。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 先ほどもお話ししましたが、栽培されるものの収入がありまして、一方かかる経費もあるのですが、そちらのほうをシミュレーションしていく中では、一定程度収益を上げれるというふうに考えておりますので、村の持ち出しについては考えてございません。

○議 長 ほかに質疑受けます。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第63号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第64号

○議 長 日程第14、議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村定住化促進住宅管理条例（平成13年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村定住化促進住宅に新たな住宅を追加することから、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別表第1及び別表第2に新たに定住化促進住宅昭和を設定し、住宅料2万2,000円を設定するものであります。あわせて文言を整理するものであります。

次のページをごらんいただきたいというふうに思います。次のページは、更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例であります。更別村定住化促進住宅管理条例の一部を次のように改正するものであります。

現行、別表第1（第2条関係）ということで、1番のところの定住化住宅新栄1、定住化住宅新栄2の名称になっておりますものを改正後、左側の表でございますけれども、1、定住化促進住宅新栄1、2、定住化促進住宅新栄2、そして新規に3番として定住化促進住宅昭和、建設年度、平成17年度、設置場所、字上更別南十線48番地2、行政区、昭和区、構造、木造、1戸当たり床面積71.28平米、戸数1、備考、1棟平家建を新たに加筆するものでございます。

それに伴って、下の別表2（第5条関係）で、現行の定住化住宅新栄1、定住化住宅新栄2を左側の改正欄、名称変更ということで、定住化促進住宅新栄1、2、定住化促進住宅新栄2、そして新たに3として定住化促進住宅昭和ということで、住宅料2万2,000円を新たに追加、加筆するものであります。

続いて、2ページをごらんください。なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、資料のほうをごらんいただきたいと思います。資料のほう、議案第64号にかかわる部分ですけれども、このとおり平面図、それと敷地を示しております。お目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

1番、安村さん。

○1番安村議員 1点確認させていただきたいと思います。

今般の定住化促進住宅の条例の一部改正ということでございますけれども、現有の新栄町にあります定住化促進住宅、2棟があります。実質的には1棟は、私も確認をしているのですけれども、現在も利用されているという実態は見受けられるのですけれども、この

2棟の中で1棟がほとんど使われていない状況だというふうに判断できる部分があるのかなというふうに思っていますので、その点、確認事項で申しわけございませんけれども、定住化促進住宅の利用状況について、細かい数字はいいですので、どういう状況になっているかだけちょっとご説明いただければというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問なのですけれども、新栄町の住宅につきましては1棟2戸ということで、1戸につきましては定住化促進住宅ということで、ことし退去された方がいらっしゃったのですが、その後引き続き入居されております。もう1戸につきましてはお試し暮らし体験住宅ということですので、夏場の利用は一定程度ありますけれども、余り利用されていないというのは、冬場入居される方がほぼいらっしゃらないということで、その部分をごらんになっての判断のかなというふうに思いますが、お越し暮らしにつきましては夏場の利用が中心となっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今のご説明いただきましたけれども、確かにそれぞれの用途によってというご説明いただきましたけれども、基本的には条例的には、定住化促進住宅でございますので、ある意味ではそういう利活用をまず主体的に考えた中で、新たな部分が必要だという前提で提案していただくというのが僕は一番ベストだというふうに思っているのですけれども、先ほど確認したという意味はまさしくそこでございます、実際に2棟あって、まして定住化住宅から定住化促進住宅という名称に変えたという部分の意図がありますので、その点利活用がまず十分既存の部分がされて、かつそれに見合うだけの需要もあって、なおかつお金をかけながら、また1つ加えた定住化促進住宅が必要なのだという提案であれば十分理解できるのですけれども、どうもその点が今回の提案も含めて、これを定住化促進住宅にすること自体がどうなのかと私自身も疑問を持ってはいるのです。逆に言えば公営住宅みたいな形で貸すという方法もあったらうし、いろんな対応面で考えることができたのではないかなという観点から、そういう部分の利用価値も含めた中での対策ということで、十分な位置づけをしながら進めていただきたいという要望も含めて、その点の考え方も含めてご回答いただければというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回の定住化促進住宅につきましては、市街地からちょっと離れた部分での住宅ということで、もともと寄附を受けた部分の利活用ということでございます。今までは市街地における定住化促進住宅が中心ということでございました。今回の農村地区における促進住宅の整備によりまして、郊外での生活を希望される方の動向といえますか、ニーズ等をいろいろお伺いしていきたいなというふうにもございますので、その部分選択肢の一つとして整備してきた面がございます。また、安村議員のおっしゃった市街地2戸のうちの1戸の部分、十分利活用を考えてというようなことでございましたが、それにつ

きましてはそのように、今後の応募状況もあるのですけれども、踏まえながら利活用を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 条例改正の表の部分なのですが、今回追加されます昭和区の部分の住宅の設置場所なのですが、この住所、上更別南十線48番地2となっているのですが、南十線のところが漢数字の十になっているのですが、これは台帳等も含めてこういう表示なのか、数字の10を使うべきなのか、その辺の確認だけしたいと思います。お願いいたします。

○議 長 確認を求められています。

暫時休憩を入れます。

午後 1時44分 休憩

午後 2時17分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎字句の訂正

○議 長 審議の途中ですが、村長より議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件の訂正について説明を求められましたので、これを許します。
西山村長。

○村 長 お許しを得ましたので、大変ご迷惑かけております。

更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する案でございますけれども、改正後の定住化促進住宅昭和の部分で設置場所ですが、字上更別南十線48番地2の漢数字の十をアラビア数字の10に訂正をさせていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま村長から申し出のありました議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件の訂正についてこれを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件の訂正について許可することに決定をいたしました。

◎日程第14 議案第64号(続行)

○議 長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第64号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第65号

○議 長 日程第15、議案第65号 更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村立学校設置条例（昭和41年更別村条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、上更別幼稚園老朽化による建てかえに伴い、上更別地域の就学前教育、保育の充実を図るため、認定こども園上更別幼稚園を設置する改正をしようとするものであります。

2の要旨といたしまして、上更別幼稚園を廃止し、認定こども園上更別幼稚園を設置するものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村立学校設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

現行、別表第2（第3条関係）の部分で名称の部分ですが、更別村立上更別幼稚園を改正後、更別村立認定こども園上更別幼稚園に改めるものであります。また、位置として、更別村字上更別南13線105番地の1を更別村字上更別南13線105番地の27に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 更別村立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第66号

○議 長 日程第16、議案第66号 第6期更別村総合計画における基本構想を定める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 第6期更別村総合計画における基本構想を定める件であります。

更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2項の規定により、第6期更別村総合計画における基本構想を別紙のとおり定めるものであります。

1の理由といたしまして、平成30年度から平成39年度における更別村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための第6期更別村総合計画における基本構想について、議会の議決を経て定めるものでございます。

第6期の総合計画につきましては、昨年度から作業を開始しております。策定に当たっては、村民の皆さんから幅広く意見をいただくように努めてまいりました。昨年9月には、村民1,300名を対象にした住民アンケートを実施し、543通の回答を得たところであります。あわせて、村内団体への意向調査と中学生の皆さんからもアンケートにご協力をいただきました。初めての試みとしては、ことし1月から2月にかけて公募による住民ワークショップを4回にわたって開催し、17名の皆様から貴重なご意見、ご提言を賜ったことであります。また、11月6日から17日にかけて、取りまとめました総合計画案を公表し、いわゆるパブリックコメントでございますけれども、意見募集を行いました。一方、役場庁内においては、副村長、教育長、課長職による策定委員会を設置しまして、10回にわたり委員会を重ね、検討、協議を進めるとともに、若手職員によるワークショップや職員からの提言募集も行ってまいりました。非常に多くの村民、団体の皆さんからのご意見、ご提言をいただいた中で計画の素案をまとめまして、当計画の審議委員会でございます夢大地さらべつ推進委員会でご審議をいただき、11月24日開催の第6回委員会におきまして

総合計画の答申をいただいたところであります。

続きまして、総合計画基本構想について要約し、説明させていただきます。それでは、次のページをめくってください。第6期更別村総合計画であります。基本構想（案）であります。次のページをめくっていただきたいと思っております。目次と書いてある部分です。1枚めくっていただきまして、左のページは目次、右の1ページ目については総合計画策定の趣旨を記載しております。総合計画とはまちづくりの指針であること、中段には第5期の計画期間を終え、第6期を進めるに当たっては、引き継ぐものは引き継ぎながら、新たに必要な部分は取り入れ、計画を策定すること。下段の丸の部分ですが、策定に当たって各分野の個別計画のつながりを重視していること、国や北海道とのつながり、また住民の皆さんとも目標や取り組みを共有するためにわかりやすい内容とするといったことを示しております。

続きまして、次のページをごらんください。計画の構成と期間ということで2ページ目には記載しております。計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されていること、またそれぞれの意味と期間を示しております。

次のページ、3ページは、3、更別村の現状についての記載であります。位置や面積、沿革については省略させていただき、人口などということで、次のページをお開きください。4ページには国勢調査による人口、人口構成比、世帯数、世帯人員数の推移を載せております。ご承知とは思いますが、人口が横ばいの傾向であったものが平成27年の調査では減少に転じたこと、少子高齢化が進んでいることなどがご理解いただける表となっております。

続きまして、5ページは産業別人口の推移でございますが、お目通しをお願いするものであります。

続いて、6ページから8ページにつきましては、更別村を取り巻く環境であります。国や北海道における特徴的な動きと村における動きや課題という形でまとめてあります。(1)は、人口減少、少子化、高齢化に関する状況でございます。国や北海道の数字的な状況、そして村の状況を比較しており、村においてもこのままでは少子高齢化は進んでいくという予測であります。子育てや在宅介護など、支援する取り組みを積極的に行っていくこととしております。

(2)は、情報通信技術（ICT）の急速な進展に関する状況で、普及だけでなく技術も進んでおり、それらが各分野で活用が広がることの期待と、村においてはICTに強い人材の育成が求められるものとしております。

(3)は、国際化の進展に関する状況で、訪日外国人の増加や経済的な結びつきの広がっている状況であり、村においてもインバウンドへの対応や交流や経済活動を海外に広げることが求められるとしております。

続いて、8ページに進みます。(4)は、自然災害による被害の増加に関する状況でありまして、近年の災害の増加に対して村においてもその対応が求められること。

続いて、(5)は、連携や協働による取り組みということで、労働力、担い手不足の深刻化、あるいは産学官連携による産業創造、また自治体の広域連携の広がりについて、村においては限られた人材の中でさまざまな課題に対応するためには連携や協働が必要であるとしています。

続きまして、9ページをごらんください。更別村の全体的なまちづくり課題についてあります。こちらは、まちづくりアンケート結果やワークショップなどで提案された意見などをもとに、どんなことが住民に評価をされ、あるいは評価が低いのか、それらを分析し、まちづくりの課題を絞り込んでいるものでございます。

(1)、住み良さを定住につなげる。こちらについては、アンケートの結果を見ますと住み良さに関する設問で、住み良い、どちらかといえば住み良いと答えた方が91.5%ということで、前回、前々回をさらに上回る高い評価をいただいています。一方、これからも住みたいかという設問については、住み良いと回答した中でも、村外に移りたい、あるいはわからないと回答している方が一定量おられますので、定住に結びつくようなまちづくりが必要だとしています。また、一番下のグラフについては、これからも本村に住み続けたいかとの設問に、村外に移りたい、村内の別のところに移りたいと回答した方が10%おりまして、その理由としましては、交通が不便、買い物や娯楽の場が少なく不便といった意見が上位となっております。

続いて、10ページの(2)ですが、小さい村の良さを保ち、伸ばす。こちらにつきましては、これまで子育て支援や教育、医療、福祉といったソフト、ハードともにコンパクトな村ならではの環境整備に取り組みやすいという面がありますので、今後も積極的に進めていくことが必要であるとしています。

次に、11ページ、(3)、村の魅力を発信し、人を呼び込む。こちらにつきましては、国勢調査による人口の推移から、平成27年の調査結果では前回より6.1%の人口減少となっております。国全体が人口減少に転じていくという時代ではありますが、やはりまちづくりを進める上で人口は一つのバロメーターであります。こちらの折れ線グラフでは、特に進めるべきまちづくりという設問の結果で、網かけで表示しておりますが、防災対策、雇用・就業の場の確保などとともに、移住、定住の取り組みが前回より高くなっておりまして、住民の関心の高さがうかがえます。また、今後は、アクセスや生活環境のよさ、子育て、医療福祉の充実など村のよさを積極的に発信し、移住対策に結びつけていくことが必要としています。

続きまして、12ページをごらんください。(4)、早めの対応と長期的な視点で、人口減少を抑える。こちらにつきましては、人口の減少が進んだ場合の影響、懸念材料があり、それを抑えるためには早目の取り組みが必要であり、また一方では郷土愛を育てる教育や人づくり、子どもたちが進学などで更別を離れたとしても戻ってきたいと思えるような取り組みが結果としてまちづくりの継続につながるとしています。

続きまして、13ページ、基本構想であります。基本構想につきましては、これまで整理

してきた村の現状、村を取り巻く環境、まちづくりの課題を踏まえまして、今後10年間のまちづくりの方向やテーマ、人口の指標等を設定するものであります。1、めざすまちづくりの方向につきましては、全体的なまちづくりの課題を4つに整理しておりますが、それらを踏まえて、これからも住み続けたいと思えるまち、また住んでみたいと思われるまち、この2点を目指す方向といたしました。

14ページをお開きください。まちづくりのテーマにつきましては、先ほどのめざすまちづくりの方向を踏まえまして、第6期のテーマを「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」に設定し、10年間取り組んでいくものとしたところであります。

15ページの3、人口の指標につきましては、人口減少が全国的な課題となる中、本村においては移住、定住の促進や出生数の確保に取り組んでいくことで目標年次である平成39年の人口を3,180人に設定し、ほぼ現在の人口を維持することを目指すものであります。

続きまして、16ページをお開きください。4、基本目標につきましては、まちづくりのテーマの実現のために具体的に取り組む目標として6つの分野に設定をいたしました。基本目標1、便利に生活できるまちづくりから6番、知恵を出し合うまちづくりまでであり、17ページ以降に概略の内容をお示ししております。

基本目標の1は、便利に生活できるまちづくりということで、17ページになります。①、土地利用から⑧、情報通信まで、住環境や水道、道路など生活する上での基盤整備などに関する施策を設定しております。

基本目標2、産業が元気なまちづくりにつきましては、①、農業から⑤、起業支援、雇用創出まで、基幹産業である農業を初め、商工業、観光などの産業経済分野に関する施策を設定しております。

18ページにまいりまして、基本目標3、心身の健康を支えるまちづくりにつきましては、①、健康づくり、保健から⑥、社会保障まで、村民の皆さんの健康な暮らしを守る保健、医療、福祉などの関連分野であります。

基本目標4、環境を守り、安心して生活できるまちづくりにつきましては、①、防災から⑦、火葬場、墓地まで、安全、安心な生活環境の確保や自然環境の維持に関する分野であります。

19ページにまいりまして、基本目標5、人が育つまちづくりにつきましては、①、社会教育から⑦、国内外交流まで、子どもから大人まで学び、成長できる環境づくりとして、生涯学習や学校教育、子育て支援などに関する分野であります。

基本目標6、知恵を出し合うまちづくりにつきましては、①、情報発信、移住促進から⑥、広域行政、広域連携まで、行政区など村民に身近なコミュニティ活動や協働のまちづくりの推進、また広報、広聴、行財政運営など、まちづくりを進める多様な取り組みに関する分野でございます。

基本構想については以上であります。この基本構想を実現するための基本計画として

資料のナンバー1として提出をしてあります。この基本計画に従いまして、若干説明をさせていただきます。別紙の資料ナンバー1、第6期更別村総合計画をごらんください。この基本計画について若干説明いたしますけれども、詳細についてはご参照をお願いしたいというふうに思います。

基本計画の目次をお開きいただきますと、初めに重点施策があり、10年間の計画期間内で重点的に取り組んでいくものとして4項目に整理をしています。次に基本計画がありまして、第1章から第6章まで、それぞれ基本構想における基本目標と連動するものであります。各分野において現状、基本的な考え方、取り組み方針を示した中で、施策の背景、背景に基づく施策と具体的な取り組みの内容を盛り込みまして、基本計画としてしているところであります。これらの内容につきましては、ご参照をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、ナンバー2の資料として第6期更別村総合計画年度別実施計画を示してあります。先ほどの基本計画を受けまして、6つの基本目標に沿って、第1章、便利に生活できるまちづくりでは24の事業を予定しておりまして、概算金額ではございますが、事業費で40億4,099万9,000円を予定しているものであります。第2章、産業が元気なまちづくりでは、27の事業で43億2,921万3,000円を予定しております。第3章、心身の健康を支えるまちづくりでは、22の事業で23億5,976万1,000円を予定しております。第4章、環境を守り安心して生活できるまちづくりでは、7つの事業で2億4,013万7,000円を予定しているものであります。第5章、人が育つまちづくりでは、30の事業で40億5,427万1,000円を予定しているものであります。第6章、知恵を出し合うまちづくりでは、17の事業で4億5,193万1,000円を予定しているものであります。合計127事業、154億7,631万2,000円を計画に盛り込んだものであります。若干見づらい資料で申しわけありませんが、ご了承くださいというふうに思います。

今般総合計画の策定に当たりましては財政シミュレーションを行いました。10年間は健全な財政運営ができるといった見通しを立てた中でのご提案をさせていただいております。しかしながら、地方交付税の削減や見直しなど国の動向によっては、小さな自治体は窮地に立たされることとなります。このような状況においても将来を見据え、「住みたい 住み続けたいまち ともにつくりたい みんなの夢大地」のテーマのごとく、皆様とともに歩んでまいりたいと思っております。

以上、雑駁ではありますが、提案説明とさせていただきます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 第6期の総合計画につきまして、本来自治法による義務化が外されまして、それでも新たな時代の中で力強くまちづくりを進めていくことのそういう計画になっ

ています。そこで、構想のイメージということでお聞きしたいわけなのですが、実は20年前、第4期につきましては社会基盤等の整備を進めて豊かさを求めるといった更別の村づくりだったというふうに私は思っております。そして、第5期につきましては、財政的な危機もありますから、そこで一定程度の社会インフラが整備された中でさらなる継続を求める、その高さを求めた安心して住み続けたいまちづくりというような内容だったかと思えます。そこで、第6期の総合計画におけるイメージ的な話で申しわけございませんが、どのような10年を更別村の目指すところとしているかお答え願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員さんのご質問ですけれども、最初に申し上げましたとおり、ここにありますテーマのもと、今後10年間は、非常に今少子高齢化、いろんな部分で大変な課題が山積をしているというような状況でありますけれども、何としてもこの豊かな村を継続していくという観点で、なすべきことはしっかりとなしながら、それぞれの基本構想、そして基本計画、そして具体的な施策をしっかりと1つずつやっていくということで、今後10年間しっかりと未来を見据えて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 もうちょっと、例えば安心でも豊かさでも笑顔でも何でもいいのですけれども、そういう言葉が聞けるかなと思いました。最低こういう社会をともにつくろうというようなことかなという思いもあって聞いたところでございますが、2点目質問させていただきます。

常任委員会でも委員会報告の中で、今後協働社会が求められる、また進めなければならないということで、行政計画から公共計画に移るという考え方に基づくそういう変化が必要ではないかというふうな報告をしたところでございます。そこで、このたびのいろいろな施策に当たって進めていくことと思えますけれども、パブリックコメントについてお聞きしたいと思います。件数、それと私なりに思うところはパブリックコメントの期間が非常に短い、最低でも1カ月程度は必要かと思われませんが、ところがかかり短い中でこのようなことをしたところですので、件数とその中身についての整理の仕方についてお聞きします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 パブリックコメントにつきましては、意見公募ということで今回初めて、総合計画に関しましては初めてやらせていただいたところでございます。いただいた意見につきましては、1件ということでございました。それにつきましては、先ほどの庁舎内の策定委員会の中でも整理しまして、まとめたものについて基本計画で修正が必要なもの、また修正対応しなかったものも含めまして、理由を整理して公表させていただいております。公表につきましては、ホームページ上で公表しております。また、期間が短いというご指摘につきましては、十分理解するところでございますので、今後このような機会があ

る場合はまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 11ページの部分の表なのですが、ここの移住、定住の取り組みが前回との比較をして大幅に上がっているということなのですが、少子高齢化と言われる時代の中、こういった移住、定住に対する取り組みの意識が高まっているというのは、村長の肝いりの子育てに関して若い人が住みよい村になってきているという、その思いも込めでの伸び率なのかなとも思うのですが、そういったことを考えると移住、定住の取り組み、少子高齢化ということは家を建てたい人が単純に多いのではないかと私は捉えるところであります。それで、資料の年次計画なのですが、この1枚目のところの宅地分譲整備事業なのですが、平成34年度と35年度に実施予定となっているのですが、今回の議案の中の11ページのほうと合わせますと、伸び率に対して移住、定住に対する取り組みというものが物すごく遅く感じるのですが、この辺の考えをお聞かせいただきたいというのが1つと、行政側からも以前移住、定住に対する取り組みは個人の財産、私有地の利活用も含めた中でということもお話はされていたのですが、現実には僕は土地を探していた人間ですから、そういったことも考えると簡単に売ってくれる人はいません。そういったことも考えるならば、村が先に立って移住、定住の取り組み、そういったことに関すれば大規模な分譲というものが必要となってくるのかなと、そういった検討、考えるのが必要となってくるかなとは思いますが、この取り組みの34年度から35年度という遅さという点に関しての村側の考えというものがあれば、お聞かせください。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 太田議員ご指摘のとおり、移住、定住に関する取り組み、要望も高くなってきている。また、それに関して村としても対応していきたいというふうに考えているところでございます。実施計画につきましては、今のところの概略的なものということでまず捉えていただきたいということが1点ございます。宅地分譲、大規模なもの、小規模なものも含めまして、今現在特定できる場所が今のところないものですから、こちらについては早い年度に本当は出していきたいところなのですが、今のところ実施計画には上げていないところでございます。今後いろいろと努力をしていきまして、今34、35で上げている部分につきまして早目に取り組めるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 移住、定住に関しましては、この伸び率からもわかるとおり、早期に分譲というものは、探して村が率先していくものだと思っておりますし、私の周りからもそういった声も聞こえていますので、ぜひともそういった計画、現在の考えはこういうことで

すけれども、状況に合わせて早急に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 そのほか質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 第6期更別村総合計画における基本構想を定める件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第67号

○議 長 日程第17、議案第67号 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第67号 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件であります。

更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者を次のように指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークであります。

2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸さんであります。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を添付してありますので、資料のほうをごらんください。資料（議案第67号）、1、公の施設の名称及び所在地につきましては、更別村情報拠点施設、所在地はそこに書いてあるとおりであります。名称、さらべつカントリーパークであります。先ほどのとおりで

あります。

募集概要、応募資格と応募条件については、そこに（１）、（２）として記載されております。更別村内に事務所又は事業所を有する団体であること（法人格の有無は問わない）。

（２）、応募条件、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの両施設を一括管理運営することができる団体であること。更別村情報拠点施設に併設している更別駐車公園（北海道所有施設）の管理業務を受託することができる団体であるということになっております。

３、指定管理者候補者は、（１）、選定対象団体として、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸様。（２）、候補者の団体、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸様。

４、候補者選定日程、第１回指定管理者選定委員会、平成29年10月17日、内容、指定管理者募集要項の検討等々、書いてあるとおりであります。（２）、募集期間、次ページ、２ページでございますが、平成29年11月１日から平成29年11月15日まででありました。募集説明会、平成29年11月１日、出席団体、株式会社さらべつ産業振興公社であります。（４）、第２回指定管理者選定委員会、29年11月27日、３時から５時55分まで、申請書の内容確認、面接選定を行っております。

５の審査方法、（１）としまして、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会委員長及び委員６名による審査とする。（２）、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目５段階評価による点数評定とする。（３）、各委員の採点の合計点数（350点満点）により審査結果とする。（４）、選定水準は合計点数140点以上とするということで、６に審査結果、それぞれの条例第４条第１号、２号、３号、４号についてそれぞれ審査項目を設定し、そして審査事項に従って審査を行いました。合計点数が248点ということで、選定水準を超えているということであります。

４ページの７の選定結果といたしまして、審査結果のとおり選定委員会の総意により、株式会社さらべつ産業振興公社を適当と認め、候補者に決定したというものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

１番、安村さん。

○１番安村議員 ちょっと確認させてください。別紙の議案資料についております中でちょっと確認だけさせてください。

１ページ目の候補者選定日程の中の（２）番目の募集期間の関係でございます。平成29年11月１日から15日までということで15日間の募集期間ということでございますけれども、その下に（３）番で募集説明会が29年の11月１日ということであって、募集期間が始まったにもかかわらず、その時点で募集説明会をするという、意図的なものかどうかよく理解

できませんけれども、私どもとしてはそういう部分の募集説明だとか、募集にかかわるものについてはやはり事前説明があって、募集期間が定められてというのが通常のやり方ではないかと思っているのですけれども、その点の押さえ方、村はどういうふうに捉えているのがご説明いただきたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 答えいたします。

募集説明会の日程ということだと思うのですけれども、募集期間の関係もあるとは思いますが、説明会を開いた後に十分な期間を設定するということなのだろうと思いますが、この募集説明会につきましては防災無線等でお知らせをいたしておりますので、応募される方には伝わるものだろうというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 私の意図するところとちょっと違うような気がするのですけれども、私の質問については、募集をかける部分のはいいのですけれども、募集の説明会が11月の1日に実施されているのです。それも午後から。募集期間が11月の1日からなのです。そこが捉え方として普通であれば、それは防災無線であろうが何であろうがいいけれども、事前にこういう募集をしますという、その説明はとても大事なことですけれども、通常の場合であれば事前に11月1日前に募集説明会を開く。多分この防災無線は、しつこいようですけれども、そういうものの説明会をしますという内容だけですよね。ということは、公募したいということになれば、それは事前に説明、こうこうこういう内容でこういう形になりますと事前に説明して、その後例えば11月1日から2週間ですけれども、募集期間ありますので、多くの方が公募に参加してくださいというのが普通ではないですかということで、11月1日の午後から説明会を開いたという趣旨がどこにあるのかを確認したかったのです。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 応募される方が十分準備ができる期間が説明会から足りないのではないかと、そういうことだろうと思いますので、今後指定管理者の募集に当たっては十分日程等を考慮して設定させていただきたいと思います。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 原案の3番の指定期間なのですけれども、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっておりますが、以前までは3年間だったものが5年間になり、より安定した事業に取り組むのかなと思うのですけれども、その安定と言える根拠というものはどういったところかなというのが質問です。振興公社の28年の4月1日から29年の3月31日までのカントリーパークに対する損益計算書なのですけれども、当期純利益でマイナス18万4,680円、マイナスになっているのです。そういったことも考えますと、期間を3年から5年に延長するというところの理解が私には理解できないというところがあ

るので、まずその辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 今回の施設は産業課のほうで管理している施設ということでございまして、今回の指定管理期間についても当課で設定させていただいてございます。

ただいまご指摘のありましたカントリーパークの件でございますけれども、指定管理期間中でありました昨年、平成28年は台風の影響で非常に8月以降の集客数が、それまでは7月までは前年を上回るお客さんに来ていただいていたのですけれども、8月以降激減いたしまして、結果としまして収支のほうに伴っていないというような状況から、特別な事情と申しますか、そういった災害事情によるものという分析をしております。

なお、5年間に今回から延長しましたのは、太田議員のほうからもお話ありましたとおり、これまで3年ですと指定管理を行ってきたところですが、これまでの経営状況、また利用状況、目をみはるような改善がされているような状況には正直ないというふうに認識しております。それは、やはり3年という中ではなかなか思い切った投資もできないというようなところも一つの原因として考えられているのかなというふうに思いまして、今回からこの後出てくるプラムカントリーの施設につきましても5年間という多少延長した中で経営努力を発揮していただきたいということから、5年間とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 3年から5年にして、思い切ったことができないというのであれば、振興公社に委託して何年になるのですかという話にもなってきますよね。なので、その辺が5年間続けてより安定したものになるという理由には私は本当にならないと思っていますし、逆にこれだけの損益が出ているのだったら、もうちょっと危機感を持って、ほかの民間を探す努力だってしていかなければいけないのかなとか、そういったことも私は考えられると思います。そうなれば、3年から5年に延長するのではなく、2年ぐらいとか、そういうふうに短くなってきても私はおかしくないのかなと思います。台風の影響で去年は収益が落ちたというご回答もありましたけれども、私が一般質問で道の駅の移転について質問したときも、中札内、動員数70万人、更別5万人、忠類20万人、この状況を含めた中で本当に対策をしていかなければいけないと思っております。そういった中で、今ご回答いただきましたことに関しては全く理解が得られないのですが、もうちょっと理解の得られるようなご回答がありましたら、お願いいたします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 産業振興公社につきましては、道の駅ができた当初から運営を担っていただくということで、村の第三セクターとして設立をしたところでございます。指定管理制度につきましては、現状その段階から委託につきましては産業振興公社をお願いしてきたところでございますけれども、指定管理制度導入後は公募による指定管理者の公募をして

おりまして、その中で産業振興公社しか道の駅のほうは上がってはきていないのですけれども、その中で選定をさせていただき、指定管理の候補者として選定をしているという状況でございます。これまで長年経営をしてきた成果につきましては、議員のご指摘も踏まえた中で、この後候補者となりましてご決定いただければ、またこの後の経営につきましてさらなる指導等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員のご質問でありますけれども、昨年台風云々という話もありまして、今年度はかなり企業努力をしていただいている状況というふうにお聞きをしています。さらには、先日ですけれども、道あるいは開発等で南十勝が観光連携地域として指定をされて、この間協議会を開きました。1つには、各町村が持っている道の駅の活用、連携をどのように進めていくのか、人の流れを各単一町村ではなくて、具体的に言いますと中札内の道の駅から我々の観光施設あるいは道の駅、そして忠類、大樹というふうな形で、そういうような流れも1つつくっていく取り組みが必要ではないかということがありまして、いろんな町村長からいろんな提案、あるいは開発のほうからも提案がありました。ことしからそういう部分については積極的に取り組んでいきたいと思っておりますし、道の駅の連携等も含めまして、あるいは村の観光施設のいろんな連携の部分も含めまして、本当に線が面になっていくというところで、交流人口の増加と、そして人の流れを積極的にこれからつくってまいりたいというふうなことで、施策を重ねて工夫をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 原案反対です。

理由ですけれども、今までの話の中では私が3年から5年に延ばした理由というものが全く理解できなかったこと。ほかの町村と連携して力を合わせてやっていくのであれば、更別村は本当にカントリーパーク、この場所を振興公社に任せていいのか。当期純利益がマイナスになっている中で本当に信頼していったいいのか。信頼したい気持ちはもちろんわかるのですけれども、本当に信頼していったいいのか。もっといいものをつくり上げていくには、5年という期間ではなく、3年もしくはもっと短くした期間が適切ではないかと思ひ、反対させていただきます。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これをもって討論を終了いたします。

これから議案第67号 更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を採決をいたします。

まず、原案に反対の方の挙手をお願いをいたします。

(反対者挙手)

○議 長 次に、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いをいたします。

(賛成者挙手)

○議 長 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第68号

○議 長 日程第18、議案第68号 どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第68号 どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件であります。

どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者を次のように指定しようとするものであります。

1、管理を行わせる公の施設の名称、どんぐり公園プラムカントリー。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年更別村条例第19号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料のほうをごらんいただきたいというふうに思います。資料（議案第68号）であります。公の施設の名称及び所在地につきまして、名称、そこに書いてございますように、どんぐり公園プラムカントリー、所在地は以下のとおりであります。

募集概要、（1）、応募資格については、更別村内に事務所または事業所を有する団体であること（法人格の有無は問わない）。（2）、応募条件として、どんぐり公園プラムカントリーを管理運営することができる団体であること。

3、指定管理者候補者、選定対象団体、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸、株式会社更別企業代表取締役、爲廣正彦。（2）、候補者の団体、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役、三好光幸。

候補者選定日程、（1）、第1回指定管理者選定委員会、29年10月17日、内容については

そこに書いてありますとおり、要項の検討等であります。募集期間、平成29年11月1日から29年11月15日までであります。募集説明会、平成29年11月2日に実施をしております。出席団体、株式会社さらべつ産業振興公社であります。(4)、第2回指定理者選定委員会、平成29年11月27日、申請書の内容確認、面接選定を行っております。

5、審査方法は、(1)から(4)まで書いてありますが、公の施設に関する指定管理者選定委員会委員長及び委員6名による審査、(2)、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に規定する選定基準に基づき、10項目の審査事項を設定し、各項目5段階評価による点数評定となっております。(3)、各委員の採点の合計点数(350点満点)により審査結果とする。(4)、選定水準は、合計点数140点以上とするものであります。

6番の審査結果として、2ページに条例第4条第1号、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、3ページ、条例第4条の第2号、そして第4条の第3号について審査事項、審査項目についてそれぞれ審査を行いました。4ページにまいりまして、条例第4条の第4号、第4条の第5号ということで、これについても審査事項、審査内容について点数制で審査をしていただきました。審査結果であります。合計点数欄にありますように、株式会社さらべつ産業振興公社が236点、株式会社更別企業が228点。

以上の結果から、選定結果として7番、審査結果のとおり選定委員会の総意により、株式会社さらべつ産業振興公社を適当と認め、候補者に決定をしたわけであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 まず、質問したいのですけれども、ご承知のとおり、十勝管内で今パークゴルフ人口が非常に減ってきております。それで、当村のパークゴルフ場、もし出ればの話ですけれども、ことしは去年と比較してどのぐらいになったのかという部分を教えていただきたいと思っております。

それと、考え方として、パークゴルフ人口をふやすために、2社があったわけなのですが、資料の3ページによりますと利用の促進があります。ここでいえば、今回決定というか、審査基準に該当したところと、それから落ちたところを比較してみますと点数が逆転している。逆転しているというか、利用促進はそちらのほうが考えていたのではないのかなという部分があります。そこで、村として今後指定管理者に指定する場合どのような指導をしていくのか、要するに現状のままでいこうとしているのか、それとも。全日本パークゴルフ大会も今はなくなって、更別にもなかなか来づらいというか、来る機会が少なくなってきているわけです。そういったところはどのような方策を練っているのかお聞きしたいなと思っております。

○議 長 調査のために若干休憩を入れます。この際、3時30分まで休憩といたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本内産業課長。

○産業課長 大変失礼いたしました。

ご質問にありましたパークゴルフ場のことしの利用状況でございますけれども、個人、団体合わせまして今年度につきましては2万1,471名のご利用をいただいたところでございます。昨年が2万3,151名ということでございましたので、昨年と比較いたしまして1,600名ほど利用人数が減少しているというような状況でございます。今後のパークゴルフ人口をふやすと申しますか、施設の利用を促進する方法としてということでございましたけれども、そちらにつきましては今回これまで指定管理の委託業者でありました会社が今回応募してこなかったというところで、改めて新たにといいますか、これまで候補にならなかった2社、ありがたいことに2社のご提案をいただいたところでございます。この指定管理者の候補者選考委員会の中での結果につきましては、議案資料に掲載しているとおりのことでございまして、ご質問にありました利用促進につきましては、落選された事業者の方のほうが点数が高かったという実態でございますけれども、今回候補者として選定された事業者につきましては利用促進の方法につきましては自主的なパークゴルフ大会の開催、そちらを初年度につきましては年2回、翌年度以降は3回行っていくというような案でございました。また、あわせて、施設全体の利用を高めるために、パークゴルフ大会だけではなく、特産品の販売等も、今まではあそこにはレストランがありますけれども、物販という部分に関しましては余り実施がされていなかったところでございますけれども、そういった事業を行いながら利用促進に努めたいというご提案をいただいたところでございます。

村としてということでございますけれども、指定管理者からいただいている提案を尊重しつつ、利用状況を鑑みながら、候補者が決定された場合には今後の運営状況についても適切に指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先ほどの67号と同じような感じになるのですけれども、指定期間です。これ5年間になったのは、先ほどの67号と同じような理由かなと思ってはいるのですけれども、もしかそこと違ったことがあれば、ご回答が欲しいのが1点と、あと5年間に延ばしたいという中で、振興公社から5年に延びて何かいい提案、5年に延ばすべく提案というものがもしかあったのならば、ご説明願いたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 指定期間の今回から5年にした経過につきましては、先ほどの情報拠点施設等と同じで、計画期間を延ばすことで事業者の事業効果を発揮できる期間を短いスパンではなく長くというふうに考えたところでございます。今回の候補者のほうからの事業期間延長につきましては、あくまでこちらで設定したものでして、特に事前に相談といたしますか、そういったことをした経過は全くございません。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほどの67号と絡みがありますけれども、別表の中の候補者の選定日程等について1点だけ、ちょっとご指摘だけさせていただきます。

先ほども募集期間と募集説明のご指摘をさせていただきましたけれども、今回は加えて募集期間より後に募集説明会をしているという、これは一般的に考えればあり得ない実態ではないかなというふうに思われます。通常は事前に募集説明会があつて募集期間があるべきはずなのに、これは募集期間の1日の次の日に、2日の日に説明会をしているというふうな、ちょっと考えられないような方法をとっていますので、その点は強く指摘しておきたいと思っておりますけれども、何か回答があるのだったら、回答してください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 指定管理者の募集に当たっては、十分注意して日程を設定させていただきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 原案に反対いたします。

理由といたしましては、67号と一緒にです。そのほかに、委託業者から何か提案があつて5年に延ばす、何か大きなメリットがあつたものならば納得できるところもあるかもしれませんが、そういったものなしに、財政を踏まえまして今後いろんな面での価格高騰、資材費の高騰や燃料費の高騰なども踏まえまして、5年という期間に関しましてはちょっと納得できないところがあるので、反対いたします。

○議 長 ほかに反対者のご意見ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次、原案に対する賛成者の発言を許します。ございませんか。

4番、織田さん。

○4番織田議員 先ほど原案に対して産業課長からいろいろ説明がございまして、指定業者も今回はかわるということで、新しい企画も随分考えているようでございます。それに

つきましては、3年という期間は短い、やはり5年というある一定期間を預けるといふか、お願いすることによって、より一層中身が充実するのではないかと思ひまして、私はこの案に賛成いたします。

○議 長 次、反対者があれば、反対者の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、もう一回原案に対する賛成者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第68号 どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議 長 異議者がありますので、反対者の挙手を求めます。

(反対者挙手)

○議 長 賛成者の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第19 議案第69号

○議 長 次、日程第19、議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件であります。

第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,933万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,355万8,000円とするものであります。

今回の補正に関しまして主なものといたしましては、歳入にありましては分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、財産収入、繰入金、村債などの歳入調整を行うものであります。歳出にあつては、情報処理管理事務経費、職員等人件費、生活交通路線維持対策事業、バス運行維持管理費、衆議院議員選挙経費、臨時福祉給付金給付事業、雇用対策事業、農業振興補助金、道路改良舗装事業、橋梁整備事業、認定こども園園舎等改築事業ほか、所要の補正を行うものでございます。

なお、森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず最初に、32ページをお開き願います。補正予算全般に係ります給与明細書について先にご説明をさせていただきます。まず、特別職でございますけれども、比較でございますように、長等につきましては期末手当19万4,000円を追加し、共済費で6万6,000円を追加するものでございます。合計では26万円の追加となります。また、議員のほうでございますけれども、報酬で3万円の追加、期末手当で14万9,000円の追加、合計で17万9,000円の追加となるものでございます。その他の特別職については、報酬3万1,000円の減でございます。トータルで40万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、33ページになります。一般職の給与費明細でございます。比較のところでございますけれども、給料で53万7,000円の追加、職員手当等で183万8,000円の追加、共済費で146万7,000円、合計で384万2,000円を追加する内容となっております。

続きまして、歳出のほうで説明をさせていただきます。歳出のほうでございますけれども、議案第60号から62号、村議会議員の報酬、費用弁償、それから常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例、それと議案第62号の村職員の給与に関する条例、それぞれ一部改正等につきまして原案どおり可決をいただいたところでございます。これらに関するものについては、説明を省かせていただきたいというふうに思います。また、主なもの、説明が特に必要なものについて説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、款1の議会費になりますけれども、31万6,000円を追加し、5,042万2,000円とするものでございます。

款2の総務費でございますけれども、873万7,000円を追加し、9億4,424万9,000円とするものでございます。

項1の総務管理費、次のページになります。目1の一般管理費におきまして700万4,000円を追加するものでございます。説明欄(1)の庁舎維持管理経費でございますけれども、節11の需用費におきまして重油等の燃料費を10万円追加する内容でございます。また、(2)の総務管理一般事務経費の節11需用費でございますけれども、食糧費の追加でございます。農業委員会改選懇親会、それから行方不明者等の搜索等がありまして、今後の支出見込みも含めまして30万円を追加するものでございます。それから、節18の備品購入費でございますけれども、庁舎に設置しております加湿器の更新4台、32万4,000円を追加するものでございます。また、(3)の情報処理管理事務経費でございますが、節19負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金179万3,000円を追加するものでございます。社会保障・税番号制度システム改修のため、負担金の追加をするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。15ページ、目4の地方振興費でございます。158万8,000円の追加でございます。説明欄(1)の夢大地さらべつ推進委員会運営経費でございますが、委員会の開催等の増に伴いまして委員報酬10万5,000円を追加するものでございます。また、(3)の各種要請・施策調査経費でございますけれども、上部団体等に要する各種要請旅費として32万円を追加するものでございます。(4)の生活交通路線維持対策事

業でございますけれども、十勝バス広尾線沿線市町村の負担金といたしまして102万5,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。目7の車両管理費でございます。バス運行維持管理経費の節11需用費の修繕費でございますけれども、スクールバスの修繕費でございます。更南方面のバスにつきましてはエアサスペンションの修理、それから上更別方面のスクールバスはプレヒーターの修繕という内容でございます。

項4の選挙費、目2の衆議院議員選挙費でございますけれども、選挙経費の執行残によりまして、それぞれの節におきましてトータルで168万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、次のページになります。款3の民生費でございます。245万2,000円を追加し、6億9,007万9,000円とするものでございます。

項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費136万5,000円の減額でございますけれども、主なものでございますが、(2)の障害者地域生活支援事業、節11需用費の消耗品でございますけれども、障害者等ヘルプマークの購入等によりまして14万3,000円を追加するものでございます。また、その下、(3)のひとり親家庭等医療給付事業経費、節20扶助費でございますけれども、医療費の増に伴いまして、ひとり親家庭医療扶助費20万円を追加するものでございます。次のページをお願いいたします。18ページになります。(6)の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございますけれども、節28の繰出金におきまして39万2,000円を減額するものでございます。保険基盤安定繰出金の軽減分としては2万5,000円の減額、繰出金の支援分としては36万9,000円の減額、福祉医療費の無料化波及分については2,000円の追加というそれぞれの内容でございます。(8)の臨時福祉給付金給付事業137万3,000円のこれは減額になります。事業の終了によりまして、それぞれの節において減額するところでございますけれども、この内容につきましては経済対策分として平成26年4月から消費税の引き上げがありましたけれども、この影響を緩和するために、所得の低い者に対して臨時的な措置として支給をする内容となっております。1人当たりにつきましては、負担金補助及び交付金の給付金でございますけれども、1人当たり1万5,000円という内容になってございます。

次のページ、19ページになります。目2の福祉の里総合センター費でございます。42万5,000円の追加でございます。節11の需用費におきまして重油等の燃料費34万4,000円を追加をするものでございます。また、節18の備品購入費におきましては、加湿器1台を更新するため8万1,000円を追加するところでございます。

目3の国民年金費でございますけれども、18万3,000円の追加でございます。節19負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会の国民年金システム一部改修に伴いまして18万3,000円を追加するものでございます。

その下、目4後期高齢者医療費65万4,000円の追加でございますけれども、主なものにつきましては、説明欄(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金74万7,000円を追加するも

のでございます。内容につきましては、事務費の繰り出しにつきましては平成28年度精算額確定によりまして30万8,000円の減額、また保険基盤安定繰出金におきましては広域連合の額確定によりまして105万5,000円を追加する内容となっております。

項3老人福祉費、目1の老人福祉総務費54万5,000円の減額でございます。説明欄(1)の敬老事業経費でございますけれども、今年度の事業終了に伴いまして、節のそれぞれの執行残について減額を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。目2の老人保健福祉センター費177万9,000円の追加でございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費の節11需用費におきまして、重油等の燃料費147万9,000円の追加、それから修繕費といたしまして今後の修繕費も見込み30万円、それぞれ追加するところでございます。

目3の老人福祉推進費、説明欄(1)の介護保険事業特別会計繰出金でございますけれども、132万1,000円を追加するものでございます。事務費分といたしまして、システム改修に伴います負担金の増に伴いまして124万4,000円の追加、また事業分でございますけれども、人件費増に伴いまして財源補てん分として7万7,000円を追加する内容でございます。

次のページ、21ページになります。款4衛生費89万3,000円を追加し、3億3,575万5,000円とするものでございます。

項1保健衛生費、目3環境衛生費でございますけれども、説明欄(1)のリサイクルセンター維持管理経費の節13委託料におきまして、資源物の運搬、処分料でございますけれども、処分料の増に伴いまして130万4,000円を追加するものでございます。

また、目4の診療所費でございます。説明欄(1)の特別会計(診療施設勘定)繰出金でございますけれども、156万3,000円を追加するものでございます。内容につきましては、一般病床分、救急病床分、それから運営補てん分ということで、人件費及び医療機器整備の増に伴いまして、それぞれ財源補てん分として追加する内容となっております。

項4の下水道費、目1の下水道費193万4,000円の減額でございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金でございますが、主に個別排水処理施設維持管理委託料の減、これが51万円、それから下水道のストックマネジメント計画等の減が109万2,000円の減、下水道の管渠工事については36万2,000円の減と、それぞれ財源補てん分を減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。款5労働費、項1労働費、目1労働諸費242万2,000円を追加するものでございます。説明欄(1)雇用対策事業の節19負担金補助及び交付金でございます。地元雇用促進事業の助成金でございますが、新規申し込み等の申請増に伴いまして242万2,000円を追加するものでございます。

款6農林水産業費1億5,476万7,000円を追加し、5億6,822万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。23ページ目2農業振興費でございますけれども、1億5,699万4,000円を追加するものでございます。主な内容でございますけれども、説明欄

(3)の農業振興補助金等、節19負担金補助及び交付金でございますけれども、1億5,698万1,000円を追加するものでございます。中身につきましては、耕地防風林整備事業の助成金につきましては14万9,000円の減額、それから産地パワーアップ事業の助成金1億5,713万円のこちらは追加になります。収益力の強化に計画的に取り組む産地に対して、計画実施に必要な農業機械のリースなどの経費に助成されるものでございます。主には、シストセンチウ対策としての洗浄施設リース、それから種芋のカッティングプランター等のリース等に助成される内容となっております。

目2の農地費でございます。説明欄(1)、排水施設維持管理費、節13の委託料でございますけれども、草刈り、それから支障木の業務の委託料、それぞれ事業の完了に伴いまして執行残の減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。24ページになります。目5畜産業費194万円の減額でございます。主なものにつきましては、説明欄(1)、村営牧場維持管理経費でございますけれども、今年度事業終了に伴いまして、それぞれの節におきまして82万円を減額するものでございますけれども、12の役務費の電話料につきましては冬期間も延長するというところで8,000円を追加しております。それから、(2)の村営牧場整備事業でございますけれども、節15の工事請負費112万円の減額でございます。牧場の改修工事につきましては、見積もり合わせ等によりまして執行残47万2,000円を減額するものでございます。また、牧場整備工事費につきましては、入札に伴いまして執行残64万8,000円を減額するものでございます。

次に、項2の林業費、目1の林業振興費51万2,000円の追加でございます。説明欄(2)の林業行政事務経費、臨時分の節13委託料でございますけれども、森林経営計画の策定委託料といたしまして64万8,000円を追加するところでございます。

次のページをお願いいたします。款7商工費100万2,000円を減額し、2億1,589万2,000円とするものでございます。

項1の商工費、目3の観光費でございます。100万2,000円の減額でございます。説明欄(1)の情報拠点施設建設改修事業でございます。節15の工事請負費におきまして、屋根改修、高圧気中開閉器の交換工事を行いましたけれども、執行残につきまして13万7,000円を減額するものでございます。(2)の地域おこし協力隊事業でございますけれども、節7の賃金におきまして、当初から予算を見込んでおりましたけれども、年度途中での採用となったことから82万円を減額する内容となっております。

款8土木費でございます。3,046万7,000円の減額でございます。

次のページ、27ページの項2の道路橋りょう費でございますけれども、目3道路新設改良費におきまして1,144万5,000円の減額でございます。内容でございますけれども、説明欄(1)の道路改良舗装事業の節13委託料におきまして、調査測量設計でございますけれども、入札等によりまして執行残43万6,000円を減額するところでございます。また、節15の工事請負費でございますけれども、道路・橋りょう工事費で1,100万9,000円の減額でござ

ざいます。まず、道路整備工事費でございますが、1,039万円の減額となっておりますけれども、3工事路線の入札執行残について減額を行うところでございます。また、村道舗装強化工事費におきましては2万5,000円の減額でございます。2工事路線の入札執行残について減額を行うところでございます。また、市街地歩道改修工事費でございます。これは1工事路線でございますけれども、59万4,000円を減額するところでございます。

目4の橋りょう維持改良費でございます。説明欄(1)の橋りょう整備事業1,391万3,000円の減額でございます。節13委託料の調査測量設計委託料でございますけれども、入札執行残として306万8,000円を減額するものでございます。また、15の工事請負費でございます。橋りょう改修整備工事費でございますけれども、これにつきましても入札執行残75万円を減額する内容でございます。それから、19の負担金補助及び交付金でございます。土木関係負担金、橋梁点検負担金でございます。今年度50橋の点検を予定してございますけれども、北海道市町村支援連絡協議会へ全道市町村分を一括発注することによって負担金を減額しているところでございます。当初は1橋60万円の50橋ということで3,000万円を計上しておりましたけれども、一括発注の中での入札におきまして1橋44万円程度に抑えられているところでございます。また、入札率については93.3%となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。款9消防費でございます。補正予算はございません。

項1消防費、目1消防費でございますけれども、補正財源の振りかえでございます。一般財源から特定財源へ30万円を振りかえる内容となっております。

款10の教育費におきまして581万1,000円の追加でございます。7億1,470万5,000円とするものでございます。

項1の教育総務費、目2の事務局費109万5,000円の追加でございます。主なものは、職員等の人件費でございます。また、次のページに(2)の指導主事共同設置事業がございますけれども、これらについても共同指導主事同様にそれぞれの節におきましてトータル15万円を追加するものでございます。

項2の小学校費、目1の学校管理費におきましては9万円の減額でございますけれども、説明欄(2)の学校施設維持管理経費の節11需用費におきまして、修繕費等でありますけれども、今後の修繕費見込みも含めまして30万円を追加するものでございます。また、(3)の学校施設改修事業でございます。節15の工事請負費におきまして、工事請負費トータルでは36万8,000円の減額、それから更別小学校の校舎等の改修工事では33万7,000円の減額をするところでございます。また、次のページになりますけれども、上更別小学校校舎等の改修工事、電話機等の取りかえ工事、それから防犯カメラ等の設置工事でございますけれども、これについても3万1,000円、執行残を減額するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費47万9,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、説明欄(2)、学校施設維持管理経費の節11需用費でございますけれども、光熱水費とありますけれども、主に電気料の追加50万7,000円をするものでございます。

項4の幼稚園費、目1の幼稚園管理費432万7,000円の追加でございます。主には準職員の賃金等のここは減額でございます。それから、次のページの(3)の認定こども園園舎等改築事業563万7,000円の追加でございます。節11の需用費でございますけれども、開園準備等に伴います消耗品として60万1,000円を追加するものでございます。また、節18の備品購入費につきましては、503万6,000円を追加するものでございます。また、一般会計の補正予算の資料に上更別認定こども園の備品の内訳等を添付してございますので、お目通しをいただければというふうに思います。

款13諸支出金31万5,000円を追加し、412万3,000円とするものでございます。

項2の過年度過誤納還付金、目1の過年度過誤納還付金、同額でございますけれども、節23償還金利子及び割引料でございます。平成28年度の臨時福祉給付金返還金として31万5,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入のほうをお願いいたします。8ページになります。款11の分担金及び負担金につきましては、8万円を追加し、5,571万1,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項2の負担金、目3の教育費負担金で指導主事の共同設置の負担金、中札内の負担分でございますけれども、7万5,000円を追加するものでございます。

款13の国庫支出金680万8,000円を減額し、3億827万8,000円とするものでございます

次のページをお願いいたします。主なものでございますけれども、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備補助金でございますけれども、システムの改修負担金に伴いまして140万4,000円を追加するものでございます。

また、その下の目2の民生費国庫補助金129万9,000円の減額でございます。主なものにつきましては、説明欄、ちょうど中段になりますけれども、臨時福祉給付金給付事業費の補助金でございます。事業終了に伴いまして123万円を減額するものでございます。また、その下の臨時福祉給付金の給付事務費の補助金につきましても、同様の内容といたしまして14万円減額をするものでございます。

目4土木費国庫補助金でございます。説明欄の社会資本整備総合交付金でございますけれども、橋りょう整備事業費の減に伴いまして交付金を691万1,000円減額するものでございます。

次に、項3の委託金、目2の民生費委託金18万2,000円の追加でございますけれども、国民年金事務委託金でございます。システム一部改修実施に伴いまして委託金18万2,000円を追加するものでございます。

款14の道支出金1億6,139万2,000円を追加し、3億9,105万7,000円とするものでございます。

項1の道負担金、目1の民生費道負担金68万1,000円の追加でございます。説明欄の保険

基盤安定負担金でありますけれども、軽減者数の減に伴いまして11万1,000円を減額するものでございます。

また、次のページになりますが、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、額の確定に伴いまして79万2,000円を追加する内容となっております。

10ページになりますけれども、項2の道補助金1億6,081万6,000円の追加でございます。

目1の総務費道補助金でございます。地域づくり総合交付金123万8,000円を追加する内容でございますけれども、額の確定に伴いまして追加するものでございますけれども、内容でございます。定住化促進住宅改修事業分として110万円、精神障害者地域活動支援事業分として11万8,000円、エゾシカ緊急対策事業分として2万円、それぞれ追加をするものでございます。

その下、目2の民生費道補助金でございますけれども、13万5,000円の追加でございます。説明欄のひとり親家庭医療費助成事業補助金でございますけれども、医療費の増に伴いまして10万円を追加する内容でございます。その下は、障害者地域生活支援事業費の補助金、これは歳出で説明いたしましたけれども、ヘルプマークの推進ということで3万5,000円を追加するものでございます。

目4農林水産業費道補助金1億5,944万3,000円の追加でございます。内容でございますけれども、農地利用最適化交付金におきましては235万9,000円の追加でございます。これにつきましては、農業委員会の新制度移行に伴いまして、農業委員会委員の農地集積等の成果に基づき交付される内容となっております。内容は、活動実績としては64万8,000円、それから成果実績としては171万1,800円という内容になってございます。また、産地パワーアップ事業の補助金でございますけれども、1億5,713万円の追加でございます。歳出と同額でございます。

款15財産収入177万9,000円を追加し、3,121万1,000円とするものでございます。

項2の財産売払収入、目1の不動産売払収入、同額でございますけれども、村有地売払収入でございます。内容でございますけれども、今年度の実績におきましては、旧協和小学校跡地の売り払いで430万円、それから上更別防火水槽跡地で2万1,048円、それと旧更生小学校跡地の売り払いで18万2,310円となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。款17繰入金763万円を追加し、2億3,629万3,000円とするものでございますけれども、項1の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金、同額でございます。財源不足分として763万円を追加するものでございます。

款19の諸収入51万1,000円を追加し、8,469万4,000円とするものでございます。

項5の雑入、目5の雑入、節1の雑入でございますが、29万8,000円の追加でございます。立木補償費として4万1,000円、それから試験作物副産物、シャクヤクでございますけれども、25万7,000円を追加する内容でございます。また節3の還付金でございます。国営土地改良事業談合和解金ということで、和解金が発生し、21万3,000円が配分されたことによりまして追加を行うものでございます。

款20の村債1,510万円を減額し、7億2,377万円とするものでございます。

項1の村債、目1の過疎対策事業債、同額でございますけれども、内容でございます。橋梁改修事業でございますけれども、橋りょう整備事業費の減に伴いまして、起債370万円を減額するものでございます。なお、村道整備事業でございますけれども、これも道路改良舗装事業費の減に伴いまして1,110万円減額するものでございます。また、次のページになりますが、高規格救急自動車整備事業でございます。これにつきましては、30万円を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページは、債務負担行為の補正でございます。追加を行うものでございますけれども、行政区会館合併処理浄化槽維持管理業務委託料につきまして30年から32年の3年間、限度額を127万5,000円とするものでございます。また、火葬場の浄化槽維持管理業務の委託料、これも30年から32年の3カ年、限度額9万8,000円とするものでございます。また、塵芥収集運搬業務委託料、これも30年から32年の3カ年間、5,016万9,000円を限度額とするものでございます。どんぐり公園プラムカントリーの管理委託料、これにつきましては30年から34年までの5カ年間ということで、限度額を7,499万円とするものでございます。また、更別村情報拠点施設管理委託料、これも同様に平成30年から34年の5年間で、限度額2,725万円とするものでございます。最後に、さらべつカントリーパークの管理委託料でございます。これも30年から34年の5カ年間で、限度額1,473万5,000円とするものでございます。合計で1億6,851万7,000円とするものでございます。

次のページの5ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。変更でございますけれども、過疎対策事業債でございます。現行、限度額6億2,710万円となっておりますけれども、限度額を橋梁の改修事業では370万円の減額、それで道路の整備事業では1,110万円の減額、高規格救急自動車整備事業では30万円の減額ということで、合計で1,510万円を減額し、6億1,200万円とするものでございます。合計では7億2,377万円とするものでございます。

補正予算の補足説明につきましては以上でございます。

○議 長 この際、4時35分まで休憩といたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 歳出の中のページが23ページになります。農業振興費の中でちょっと確認事項なので、答えていただきたいというふうに思います。

農業振興補助金の関係で、産地パワーアップ事業の助成金ということで1億5,700万、追加補正という形でございますけれども、収益力の強化事業、対策事業ということの事業名で、これはある程度知っておりますけれども、農業機械リースの中で、今般更別で問題になりましたシストセンチウの関係で今説明の中でシストセンチウ対策の洗浄機の導入も含めて整備をしたという、また加えて種バレイショの関係のカッティングプランターと申しますか、カッティングも含めてというご説明ありましたけれども、主要なところは、ちょっと聞きたいのは、この対策の中のシストセンチウ対策として今般の機械等の導入によって、リカバリーと申しますか、ある程度その部分が対策として打てるのか、打てないのか。この機械によって、洗浄機等の導入によって打てるのか、打てないのか、その点1点確認させてください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問いただきました産地パワーアップ事業につきましては、事業の内容につきましては議員お話しのとおりでございます。今回補助の中に上がっておりますのが複数の団体から複数の取り組みの申請がございます。その中で、冒頭ご説明をいたしましたセンチウ対策部分につきましては、更別村農業協同組合の施設にトラックが出入りするものですから、その中で、洗浄対策を行った上で圃場から出てくるのですけれども、集出荷のトラックの洗浄という形でございますので、施設の中でも万全を期さなければ販売等に風評被害等つながるおそれもありますので、車両を洗浄する施設を2基、2カ所に設置する予定でございます。あわせまして、農作物を入れるコンテナ、こちらのほうもあわせて洗浄する必要があるということで、大型の鉄製のコンテナ、かごになりますけれども、こちらのほうの洗浄施設も2セット導入するというところでございます。こちらのほうで合わせて7,958万1,000円というようなことでございます。

そのほかに、種バレイショのカッティングプランターを7台、こちらのほうは種芋プランター利用組合ということでJAの種芋部会さんが母体になっている団体でございます。そのほかには、十勝農産物生産機械化組合、こちらのほうが7名の生産者の方で、バレイショの関係でGPSガイダンスシステム、またポテトプランター、ポテトハーベスターの導入を行います。ここまでのバレイショ対策というバレイショの産地としての取り組みに

なります。そのほか、同じ十勝農産物生産機械化組合のほうで小麦の取り組みも行うということで、こちらがコンバイン1台とGPS自動操舵システム、またワイドスプレッダー、こちらのほうを導入するというような計画でございます。

センチュウ対策での効果といいますか、取り組みのあり方ですけれども、今回は農協の施設のところで土の制限といいますか、流入、流出を防ぐための装置ということでございます。センチュウ対策に万全を期してまいりたいということで、この後対策本部等も進捗していくことになろうかと思っておりますけれども、まずは今回の事業で対象になった部分としましてはこちらの農協の施設の洗浄装置ということになっているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 30ページをお願いしたいというふうに思います。幼稚園管理費の中の(3)番、一番下の欄にありますけれども、認定こども園園舎等改築事業ということで563万7,000円の追加補正を上げております。その内容が別紙の中で詳細について書かれてございますけれども、確認事項も含めてなのですけれども、この事業については来年の4月1日からの開園という形になりますので、ある程度施設も含めて、環境整備も含めてというのは本来からいけば当初予算である程度組むべきものではなかったかなというような判断をしていますけれども、その時点での予算措置をしないで、この時点で備品等の全額が上がったという、その分の内容の補足をいただきたいのが1点と、既に幼稚園等の関係もあるのでしょうかけれども、この備品関係見えていますと事務用品の机だとか椅子だとか、いろんな部分が事細かにそれぞれ書かれておりますけれども、既存の部分が再利用できるのか、できないのか、その点の検討がなされたのか、なされていないのか、その点についてもご説明いただきたいというふうに思っております。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 まず、この時点でのというようなことなのですけれども、来年4月1日オープンというようなことになります。新しい建物が新築されますので、2番目とも重なるかもわかりませんが、使えるものは当然移動して持っていくのですけれども、新たに保育部門ですとか新規の事業を展開する部分もあるものですから、4月1日、新年度予算となりますと、それから物を発注して納入となるとやはり1カ月程度最低でもかかってしまうというようなことがあるものですから、今年度中に用意したいというようなことで、建物自体は2月末が工期になっております。ですので、今のところ3月1カ月の間でそういう備品等の納入、環境整備をしたいというようなことでのせております。既存のものということで、例えば事務机というようなことなのですけれども、現在上更別で使っている机が本当の当初の、恐らくオープンしたころのような、ネズミ色のようなスチールの机だとか、かなりがたっているものがほとんどなものですから、椅子関係だとかは、事務用の椅子とかは今使っているものを利用する計画はしているのですけれども、それ以外の部分、

それと保育部門とかで若干職員もふえる形になりますから、そういう部分だとかというようになるものが今回事務管理品というように追加になっているということになっております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今回の回答いただいたのですけれども、私がこの備品類の計画をある程度当初計画でなぜ見れなかったのですかというご質問をまずさせていただきました。保育の関係のものが確かに多いのですけれども、これはわかっていたことですよ、ある意味では当初から。それがあえて補正という今の時期になったという理由が今の説明ではちょっと理解できません。

それと、既存のものを使えるものは使っていただくということは、これはお願いにしかならないのですけれども、古いからだとかなんとかでなくて、利用できるものは利用できるという解釈をしていただかないと、新しいものが建ったから全てが新しいものを使うのだという、そういう発想というのは、どこで線引きをした発想をするのかというのは一般村民にはわからないところですので、その点は慎重に、かつ利用できるものは利用できるという解釈の中で進めていただきたいというふうに思っていますけれども、先ほどの保育の関係の当初予算に組まなかった部分の回答をもう一度お願いします。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 済みませんでした。30年度とちょっと僕が聞き間違っただけで答えてしまっていました。

29年度当初からということだったのですけれども、ある程度の想定はしていたのですけれども、事務的というか、実際に必要なものの絞り込みが昨年の時点で詰め切れていなかったというようなことで、結果的には先送りしたような形の補正というような形にはなっているのですけれども、この間もちろん上更別の幼稚園の先生、それと更別の幼稚園の先生方とも協議しながら、ある程度絞り込んでいって、時間をかけて絞り込んできたというような形で今回やっております。要は急いだ中で慌てて過剰に組むのもよくないというようなことだったものですから、そんなような形で今時期になっております。

それと、あと先ほど言いましたように新しくゼロ、2歳ですとか、職員室だとかの部分だとか、かなりふえた部分が大きなものでして、使えるものは当然使うということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 関連になりますけれども、機器、いろんな購入するときの見積もりというのですか、入札というのですか、購入方法についてお答え願います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 今現在考えているのは、管理用備品ですとか、ステーション関係のものは一括入札というような形をとりたいと思っているのですが、それ以外の部分は保育用品というようにすることで何社かの業者、カタログですとメーカーが分かれています。従前

学校の備品関係も、単品見積もりというか、要は総額、全品で安いところではなくて、1品ごとに安いものを入れるというような方法をとっていますので、保育用品につきましてはそのような形で単品ごとに低いところというようなことで安く入れるというような形で考えております。管理用のほうにつきましては、通常の事務的な部分の用品ですので、これはメーカー問わず何社か入っていただければ、競い合ったような形でできるかなと思っておりますので、一応そのような形で考えております。

◎会議時間の延長

○議長 質疑の途中ですが、お諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第19 議案第69号(続行)

○議長 長 質疑を再開をいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 平成29年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第20 議案第70号

○議長 長 日程第20、議案第70号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第70号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ229万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,827万8,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ526万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億767万8,000円とするものであります。

内容の説明であります。まず事業勘定の歳出から申し上げます。10ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款1の総務費におきましては、195万5,000円の増であります。

内訳であります。項1の総務管理費、目1の一般管理費で195万5,000円の追加であります。これにつきましては、説明欄（1）、総務一般事務経費、節13委託料で国保広域化に伴う総務の一般事務経費として32万4,000円の減額であります。（2）、国民健康保険制度関係準備事業、節19負担金補助及び交付金で北海道クラウドプレミアム構築経費として227万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、款2保険給付費におきましては、122万6,000円の増額であります。

内訳であります。項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で122万6,000円の追加であります。これは、一般被保険者療養給付費の件数が増加したものであるものであります。

続きまして、11ページをお開きください。款3後期高齢者支援金等で20万2,000円の減であります。

内訳は、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金で20万2,000円の減額でありまして、説明欄（1）、後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金で20万2,000円の減額であります。これは、国の諸係数、率の確定によるものであります。

次に、款4前期高齢者納付金等で304万1,000円の減額であります。

内訳は、項1前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金で304万1,000円の減額で、説明欄（1）、前期高齢者納付金、節19負担金補助及び交付金で304万1,000円の減額であります。これも国の諸係数、率の確定によるものであります。

次に、款6介護納付金で29万円の減額であります。

内訳は、項1介護納付金、12ページにまいりまして、目1介護納付金で29万円の減額であります。説明欄（1）、介護納付金、節19負担金補助及び交付金で29万円の減額であります。これも国の諸係数、率の確定によるものであります。

次に、款10諸支出金で264万7,000円の増額であります。

内訳は、項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金で264万7,000円の増額であります。説明欄（1）の過年度過誤納還付金、節23償還金利子及び割引料で264万7,000円の減額であります。これは、平成28年度療養給付費負担金精算による返還金であります。

続いて、歳入にまいります。8ページをお開きください。款2国庫支出金で127万7,000

円の増額であります。

内訳は、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金、節1 現年度分で39万2,000円の追加であります。これは、一般療養給付費増に伴う増額であります。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、節1 財政調整交付金で88万5,000円の追加であります。これは、北海道クラウドプレミアム運用基盤ポータル構築経費増に伴い、2分の1補助されるものであります。

款4 前期高齢者交付金で13万2,000円の増額。

内訳は、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金、節1 現年度分で13万2,000円の追加であります。これは、交付決定額の増に伴う増額であります。

款5 道支出金で120万5,000円の増額であります。

内訳は、項2 道補助金、目1 道財政調整交付金、節1 道財政調整交付金で120万5,000円の増額であります。説明欄、普通調整交付金で13万5,000円の増額であります。一般療養給付費増に伴う増額であります。続きまして、9ページをお開きください。説明欄、特別調整交付金で107万円の増額であります。北海道クラウドプレミアム構築経費増に伴う増額であります。

款8 繰入金で31万9,000円を減額です。

内訳は、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金で39万4,000円の減であります。説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分で2万5,000円の減額であります。これは、軽減者数が減ったことによるものであります。説明欄、保険基盤安定繰入金保険者支援分で36万9,000円の増額であります。これは、当初予算に対しまして1人当たりの保険税単価減による減額であります。節4 その他一般会計繰入金で7万5,000円の増額、説明欄、福祉医療無料化波及分で2,000円の増額、これはひとり親医療費の増による増額であります。説明欄、財源補てん分として7万3,000円の増額、これは療養給付費増による増額でございます。

続きまして、診療施設勘定にまいります。16ページをお開きください。16ページは歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきまして148万3,000円を増額するものであります。内容につきましては、節2 給料は3万2,000円の増額、節3 職員手当等は44万8,000円の増額、節4 共済費28万9,000円を追加、節7 賃金については5万8,000円の追加、節11 需用費で64万1,000円の増額、節19 負担金補助及び交付金につきましては1万5,000円を増額し、合計で148万3,000円を増額するものであります。内容説明であります。が、(1)、診療施設維持管理経費は重油値上げによる燃料費の増額と国保診療所の修繕費の追加であります。また、(2)の総務管理経費と(3)、準職員賃金等は、給与及び期末、勤勉手当改定に伴う増額であります。よろしくお願いたします。

17ページにまいります。款2 医業費で378万円の増額であります。

内訳は、項1 医業費、目5 医療用機械器具費で378万円の追加で、説明欄(1)、医療機器等整備事業、節18 備品購入費で自動血球計数CRP測定装置の更新によるものでありま

す。

続いて、歳入にまいります。15ページをお開きください。款4繰入金で156万3,000円の増額であります。

内訳は、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で156万3,000円の追加でありまして、説明欄、一般病床分で44万7,000円、救急病床分で82万5,000円、運営補てん分で29万1,000円の増額であります。いずれも12月補正予算提出に伴う繰入金の増額となっております。

款7村債で370万円の増額。

内訳は、項1村債、目1過疎対策事業債で370万円の追加であります。これは、先ほど申しました自動血球計数CRP測定装置の更新財源であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 診療施設勘定のほうなのですけれども、17ページに医業費の関係の医療機器等整備事業、自動血球計数CRP装置の更新ということでございますけれども、この医療機器について国庫の対象になるのではないかなということを含めて、この時期となった理由について説明お願いいたします。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 自動血球計数CRP測定装置につきましては、血液検査と体内に炎症反応が起きているときに血中にあらわれるたんぱく質の量を測定する機器でございます。本機器につきましては、平成16年に購入しまして、既に13年ほど経過しております。部品の供給が今年度で終了するということから、来年度更新し、国からの補助金2分の1を受けることを予定しておりました。それがことし故障してしまいまして、修理の見積もりを依頼したところ130万円を超えるものとなりました。修理を行ったとしても、仮に来年別の部分が故障した場合には部品の供給がありません。業者においては長期で貸していただける代替機を保有していないため、ここで更新することがよいのではないかという考えに至りました。急遽の更新につきましては配分いただける補助金はないということでありましたが、必要不可欠の医療機器でありますことから、補正予算で計上させていただいて更新を図らせていただきたいというものでございます。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成29年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第21 議案第71号

○議 長 日程第21、議案第71号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第71号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1
号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万1,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,401万円とするものであります。

内容の説明であります。歳出から申し上げます。6ページをお開きください。款2後
期高齢者医療広域連合納付金におきまして59万1,000円の減額であります。

内訳であります。項1の後期高齢者医療広域連合納付金、目1の後期高齢者医療広域
連合納付金で59万1,000円の減額であります。説明欄（1）の後期高齢者医療広域連合納付
金、節19負担金補助及び交付金で59万1,000円の減額であります。これにつきましては、納
付金の確定に伴う減額となっております。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険
料、項1後期高齢者医療保険料で144万5,000円を減額するものであります。

内容の説明であります。目1の特別徴収保険料で188万8,000円の増額、目2の普通徴
収保険料で333万3,000円の減額でありまして、現年度分の特別徴収保険料と普通徴収保険
料の調定実績と見込みによる減額となっております。

款2繰入金で74万7,000円の増額であります。

内訳は、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で74万7,000円の増額であります。説明
欄にまいります。保険基盤安定繰入金で105万5,000円の増額であります。広域連合の確
定数値によるものであります。事務費対象分で30万8,000円の減、これは平成28年度の精算
による減額であります。

款3繰越金、項1繰越金で10万7,000円の増であります。これは、前年度の繰越金であり
ます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 平成29年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第22 議案第72号

○議 長 日程第22、議案第72号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第72号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,646万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費で170万4,000円の増額であります。

内訳は、項1総務管理費、目1一般管理費で131万4,000円の増額であります。説明欄(1)、総務一般事務経費、節19負担金補助及び交付金で131万4,000円の増額で、介護保険システム改修に係る北海道自治体情報システム協議会負担金の増額によるものであります。

項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金で39万円の増額であります。説明欄(1)、認定審査会共同設置負担金、節19負担金補助及び交付金で39万円の増額であります。これは、南十勝介護認定審査会負担金の増額によるものであります。

款3の地域支援事業費におきまして37万7,000円の増額であります。

内訳でありますけれども、項2の包括的支援事業・任意事業費、目2の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で7万7,000円の増額であります。これにつきましては、給料で1万1,000円の増、職員手当等で3万1,000円の増、賃金で3万2,000円の増、負担金補助及び交付金で3,000円の増額であり、給与、手当の改定並びに支出見込み額等の精査による

人件費増によるものであります。

7ページにまいりまして、目4在宅医療・介護連携推進事業費で30万円の増であります。これにつきましては、備品購入費として情報共有ツールタブレットを購入するものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金で46万円の増額であります。

内訳は、項2国庫補助金、目6事業費補助金で46万円の増額であります。これは、システム改修による介護保険事業補助金の増額によるものであります。

款5道支出金で30万円の増額であります。

内訳は、項2道補助金、目5事業費補助金で30万円の増、これは情報共有ツールタブレット購入に伴う補助金ですけれども、患者情報ネットワーク構築事業補助金の増額によるものであります。

款7の繰入金ですが、132万1,000円の増額であります。

内訳は、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金で124万4,000円の増額であります。これは、南十勝介護認定審査会システム改修負担金経費増による事務費繰入金の増額によるものであります。節2その他一般会計繰入金で7万7,000円の増額であります。これは、人件費の増額によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 平成29年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第23 議案第73号

○議 長 日程第23、議案第73号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,384万円とするものであります。

内容の説明であります。歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1水道経営費で1万1,000円の増額であります。

内訳は、項1水道経営費、目1水道管理費で説明欄（1）、水道施設維持管理経費、節15工事請負費で7万3,000円の減額であります。これは、簡易水道メーターの取りかえ工事の執行残によるものであります。（2）、総務管理経費、給料で1万5,000円の増、職員手当等で6万6,000円の増、負担金補助及び交付金で3,000円の増額であります。これは、給料表及び勤勉手当率の改定に伴う増額であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。5ページをお開きください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で4万円の減額であります。繰越金の増額補正に伴い、財源補てん分を減額するものであります。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で5万1,000円の増額であります。これは、前年度の繰越金を追加するものであります。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成29年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第24 議案第74号

○議 長 日程第24、議案第74号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,622万1,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。9ページをお開きください。款1総務費で41万6,000円の減額であります。

内訳ですが、項1総務管理費、目1一般管理費で9万4,000円を増額するものであります。内容であります。節2給料を1万円、節3職員手当等を3万8,000円、共済費を4万4,000円、負担金補助及び交付金を2,000円、それぞれ増額するものであります。これは、給与改定に伴う補正を行うものであります。

項2施設管理費、目3個別排水施設管理費で51万円の減額であります。

内訳ですが、説明欄(1)、個別排水施設管理経費、節13委託料で51万円の減であります。これは、個別排水処理施設維持管理委託料の執行残による減額となっております。

次に、10ページをお開きください。款2事業費で145万4,000円の減額であります。

内訳は、項1下水道整備費、目1下水道建設費で109万2,000円の減額、これは計画策定委託料の執行残によるものであります。

項2農業集落排水施設整備費、目1農業集落排水施設建設費で36万2,000円の減額であります。これは、下水道管渠工事費の執行残であります。

項3個別排水処理施設整備費、目1個別排水処理施設整備費につきましては、68万4,000円を一般財源から特定財源に振りかえるものであります。

続きまして、歳入にまいります。7ページをお開き願いたいと思います。款1分担金及び負担金、項1分担金で96万3,000円の増額です。

内訳は、目1の下水道事業分担金で27万9,000円の増額で、分担金の一括納付による追加であります。

目2個別排水処理事業分担金で68万4,000円の増、これも平成28年度分が一括納入されたことによるものであります。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業国庫補助金で55万円の減額であります。これは、特定環境保全公共下水道事業における計画策定委託料の補助金の減額によるものであります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で193万4,000円の減額であります。これは、歳出に係る財源補填であります。

続いて、8ページにまいります。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金5万1,000円の増額であります。前年度繰越金を追加補正するものであります。

款7村債、項1村債で40万円減額するものであります。

内訳ですが、目1下水道事業債で20万円の減額、目2過疎対策事業債で20万円を減額します。いずれも農業集落排水施設整備事業費減により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第74号 平成29年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、12月12日及び12月13日の2日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、12月12日及び12月13日の2日間休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 5時22分散会)